

— 人がいきいきと生きる
静岡県をねがって —

地方自治

(主な内容・目次)

- ・ 地方自治研究所総会報告 1～2
- ・ 基調講演資料 3～17
- ・ 総会議案 19～44
2014年度経過報告・決算報告
2015年度活動方針・予算
役員体制
- ・ 編集後記 45

ネットワーク
しずおか
NO 6 6
2015年7月10日 *

静岡県地方自治研究所
〒422-8062 静岡市駿河区稲川2丁目2-1
セキスイハイムBD7階
TEL 054-282-4060 FAX 054-282-4057
e-mail jichiken@s-jichiroren.com
発行人 三橋良士明 編集人・志田 剛

7月5日(日)の

第19回静岡県地方自治研究所総会報告

基調講演の講師は **平岡和久氏**（立命館大学教授）
演題は 『「地方消滅論」「地方創生」にどう対抗・対応するか』

2015年度 第19回静岡県地方自治研究所総会を、2015年7月5日(日)午後、静岡交通ビル3階の国労会館会議室で行いました。参加者は23名でした。



岡村和久立命館大学教授の講演に熱心に耳を傾ける静岡県地方自治研究所の総会参加者

基調講演は、『「自治体消滅論」「地方創生」にどう対抗・対応するか』と題して、平岡和久氏（立命館大学教授）が行いました。



講演を行う岡村和久氏

平岡氏は、1年前に増田元総務大臣が出したいわゆる「増田レポート」についてふれ、「このまま人口が減り続ければ、2040年には全国の半分の自治体が消滅の危機に瀕する」「若年女性人口が2040年に5割以上減少する896自治体について、将来的に消滅する恐れが高い」などとして、自治体リストを推計値入りで公表したが、これは全く意味不明、根拠のないもので、安倍首相は、「地方創生」というもともとは選挙向けの政策として打ち出したものです。

そのショック効果を利用しながら、トップダウンと財政誘導により、拠点都市への自治体機能の集約化を中心に自治体再編を進め、農山漁村に対する「安上がり」の行政をめざすものであり、「どんなに人口が減っても自治体が消滅することは有り得ません」と厳しく批判しました。何よりも再度の市町村合併や現在の自治をこわす道州制への地ならしを進めることにそのねらいがあると、地方創生先行型交付金における中央統制のねらいをあきらかにしました。

「まち・ひと・しごと」でいえば、「集約化・出生率・雇用政策」というものになり、集約化では「農村をたたむ」「小さな拠点」で後者について手放しで評価できないが、使える面はあるとして戦略を話されました。

そして、各自治体は「集約化」誘導への対応と住民自治、集落、コミュニティ自治の力が問われることになると、「地方創生」や「骨太方針」の施策を検証しながら、具体的なある山村地域の例をひきながら対抗・対応について話されました。（パワーポイントは資料参照）



総会で挨拶する川瀬副理事長

第2部として総会を行い、川瀬憲子副理事長が挨拶したあと、2014年度活動報告（案）、2014年度決算報告（案）、2015年度活動方針（案）、2015年度予算（案）が一括して小泉事務局長より提案があり、会計監査報告が木村監事から報告され、差し替えを含め補足報告が岡村理事から報告がありました。

発言では、活動方針について「指定管理制度」について自治労連として活動をすすめており、地方自治研究所としても位置付けてほしい、平岡講演でも話された公立病院の『イドラインに沿った統廃合など地域医療の問題としても

重要であり対応が報告され、今地域の具体的なあらわれを注目していくことが重要である、静岡県の中なかで人口問題など地域の課題が多様にかたちであらわれていることを重視していくことが求められる、修正補強の意見もふくめ、活発な意見が出され「活動方針」を補強することを確認し、さいごに拍手で確認されました。

地方自治研究所の新理事3名をふくめ新しい役員体制も確認されました。



総会に議案提案を行う小泉事務局長

本講演の目次

1. 「自治体消滅論」のねらいと虚構
2. 「地方創生」のねらいと展開
3. 2015年度予算と「地方創生」
4. 「集約化」政策の展開
5. 「骨太方針2015」、「地方創生基本方針2015」の動向
6. 「地方創生」にどう対抗、対応するか

「地方消滅論」「地方創生」 にどう対抗・対応するか

平岡 和久(立命館大学)

増田レポートと「自治体消滅論」

- 2014年5月に発表された日本創成会議「ストップ少子化・地方元気戦略」(以下、増田レポート)は、若年女性人口が2040年に5割以上減少する896自治体、うち人口1万人未満が523自治体について、将来的に消滅するおそれが高いとして、自治体リストを推計値入りで公表
- 「若者に魅力のある**地方拠点都市**」を中核とした「新たな集積構造」の構築し、選択と集中の考え方のもとで投資と施策を集中すること
を提言
- **消滅可能性自治体リスト**の公表は急速に波紋を広げ、各地の地方紙で報道されるとともに、6月議会でも各自治体で質問が相次ぐ

1. 「自治体消滅論」のねらいと虚構

増田レポートのねらい

- ①人口減少社会の問題を「自治体消滅」論にすり替え、地方の危機感をあおるとともに、地方の衰退原因を地方活性化の努力の問題にすり替えるという二重のすり替え
- ②都市、特に大都市圏における貧困と格差拡大、子育て・介護問題にかかわる人口問題を「地方の課題」に転化すること
- ③大都市圏中心の成長路線のなかで「取り残された」地方に「光」をあてた予算への「期待」を演出することにより、統一地方選挙を乗り切ること
- ④「消滅可能性都市」リストのシヨック効果を利用しながら、トップダウンと財政誘導により**拠点都市への自治体機能の集約化**を中心に自治体再編を進め、農山漁村に対する「安上がり」の行政をめざすとともに、**道州制への地ならし**を進めること

4

増田レポートへの批判

- ・シヨック・ドクトリン的手法への批判

「人口が減少すればするほど市町村の存在価値が高まるから消滅など起こらない。起こるとすれば、自治体消滅という最悪の事態を想定したがゆえに、人びとの気持ちらが萎えてしまい、そのすきに乘じて「撤退」を不可避だと思わせ、人為的に市町村を消滅させようとする動きが出てくる場合である」(大森彌、町村週報、H26年5月19日)

- ・試算前提への批判

社人研の推計を踏襲しながら、社人研と異なり、人口移動が収束しないという前提を置く

- ・町村の地道な地域づくりの現場からの批判

社人研の人口予測を覆す地域づくりと人口維持の事例：宮崎県西米良村、島根県海士町など

- ・人口減少の要因分析が不十分

なぜ、いま「地方創生」か

- ・グローバル化に対応した法人負担軽減と財政再建のために公共部門のいっそうの合理化・効率化が求められたこと → **集約化、広域連携**
- ・今後、東京圏の高齢者・単身者が増加することが予想され、社会保障負担増や介護人材等の不足が将来的な経済成長にマイナスの影響を与えることへの懸念 → **東京圏から地方への人の流れをつくる**
- ・円安による輸入資材高騰などアベノミクスのマイナスの効果や消費税引き上げによる消費需要の減退が地域経済の後退をもたらし、地域経済対策が求められたこと → **地方向けの予算措置**
- ・安倍政権のめざす「大国化」と将来的な経済成長にとって、人口規模の縮小がマイナスの影響をもたらすことへの懸念 → **人口政策**
- ・安倍政権がねらった道州制導入に対する抵抗が強いことから、**当面、地方創生や分権改革を進めながら道州制をめざす** → **連携中核都市圏、道州制への地ならし**

2. 「地方創生」のねらいと展開

地方創生本部の発足

- 2014年9月、政府のまち・ひと・しごと創生本部(以下、地方創生本部)が発足し、安倍首相が本部長、石破地方創生相および菅官房長官が副本部長に
- 地方創生「基本方針」には、次の3つの基本的視点
 - ①若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現
 - ②「東京一極集中」の歯止め
 - ③地域の特性に即した地域課題の解決
- このうち、「地域の特性に即した地域課題の解決」には、(1)中山間地域等において、**小さな拠点**における「多世代交流・多機能型」の生活サービス支援、(2)**連携中核都市**における**近隣市町村定住自立圏**における「地域連携」を推進し、役割分担とネットワークの形成、(3)**大都市圏等**において、**過密・人口集中に伴う諸問題**に対応するとともに、「**地域包括ケア**」の推進、といった内容

5

地方創生の展開

- 国の長期ビジョンと総合戦略(5カ年計画)を2014年12月に決定
- 2015年度において、早期に各都道府県・市町村による「人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定するというスケジュール
- 「ばらまき型」の投資手法はとらないことが強調されるとともに、縦割りを排除し、ワンストップ型の政策を展開し、地方の自主的取り組みを支援

各省庁の施策や補助金も地方版総合戦略に連動

地方創生長期ビジョン(対象期間=2060年)

- 人口問題に対する基本認識
 - 人口減少は経済社会に大きな重荷になることとともに、地方では地域経済社会の維持が**重大な局面**を迎えることと警告。東京圏への人口の集中が日本全体の人口減少と結びついていると指摘。
 - 人口減少問題に取り組む意義
 - 的確な政策を転換すれば未来は開けることと、「待ったなし」の課題であることを強調
- 目指すべき将来の方向は「活力ある日本社会」を維持することであると人口減少に歯止めがかかると**2060年に1億人程度の人口**が確保され人口構造が「若返る時期」を迎えることができることとする。人口の安定化とともに「生産性の向上」が図られると2050年代に実質GDP成長率は1.5~2%程度が維持されるとする。
- 地方創生がもたらす日本社会の姿として、地域資源を活用した多様な地域社会の形成、外部との積極的なつながりにより、新たな視点からの活性化、地方が先行して若返り、東京圏は世界に拓かれた「国際都市」への発展、地方と東京圏がそれぞれの強みを活かして日本全体を牽引、といった姿を提示

人口政策をどうみるか

- 人口政策への警告
 - 過去の人口政策の弊害
- 「上から」の人口政策に対して、無批判に追従することの危険性
 - 合計特殊出生率 → 実効性のある政策なし、若者の非正規、低賃金労働の是正なし
 - 社会増 → 自治体間競争、ゼロサムゲームにおける合成の誤謬
 - 家族、コミュニティを基礎に、ボトムアップ型の人口ビジョンを
- **全国市長会の調査(2014年10月): 合計特殊出生率が高い都市自治体上位30都市について、理由をアンケートで問うと、①コミュニティが充実、②育児支援が豊けられる親族支援が近くに居住、③「地域」が子どもの心が高い、④特別年少多化、子育て支援事業は行っていない(医療費、不妊治療の助成、保育料減免等)、という結果 → コミュニティの重要性**

地方創生総合戦略(5年間)

- 「まちの創生」において、「集約・活性化」、コンパクトとネットワークを強調
「連携中枢都市圏」の形成を促進
- 4つの基本目標を設定
 - ①地方における安定した雇用の創出
 - ②地方への人の流れをつくる
 - ③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - ④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する(中山間地域における「小さな拠点」の形成、公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援、地方都市における都市のコンパクト化と周辺部の交通ネットワークの形成、都市の拠点となる中心市街地等の活性化を強力に推進し進める包括的政策パッケージ)
- 国家戦略特区・社会保障制度・税制・地方財政等
 - 地方創生特区の指定、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行、地域包括ケアシステムの構築、地方法人課税改革の推進、ふるさと納税の拡充、地方における企業拠点の強化の促進、新設交付金

9

総合戦略における政策誘導

- 雇用創出
 - 創業、中核企業の革新、地域産業の労働生産性向上、農林水産業の6次産業化、輸出促進、観光振興、地域活性化、ICT活用、分散型エネルギー等
 - * 既存産業への支援が軽視
- 転入促進
 - 地方移住促進、企業誘致促進、地方大学活性化など
 - * 企業誘致に傾斜すれば内発的發展を軽視
- 結婚・出産・子育て
 - 正社員化促進、妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援、ワークライフバランスの実現
 - * 限定正社員化誘導、保育等への規制緩和による質の悪化問題。若者の非正規・低賃金労働是正、正社員の高時間、過密労働への実効性ある施策なし
- 地域づくり・地域連携
 - 連携中枢都市圏、定住自立圏、コンパクトシティ、「小さな拠点(コンパクト・ビレッジ)」への誘導
 - 公共施設等の集約化(統廃合等)の促進
 - * 「農村たたみ」と「ミニ東京」づくり

総合戦略の問題点

- 自治への侵害
 - 総合計画の修正の「強制」
 - 人口ビジョンの「強制」
- 短期間での策定スケジュール
 - 今年10月末までの策定を財政誘導
- 政策誘導
 - 政策5原則(自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視)のもと、特定の政策へ交付金による財政誘導・地域経済分析システムによる誘導
 - KPIとPDCAIによる管理の「強制」
 - KPI設定と外部有識者会議設置の「強制」、PDCAサイクル管理のマネジメント人材(地方創生人材支援制度、地方創生コンシェルジュなど)への依存と住民自治の軽視
 - KPIの実効性への疑問
 - 人口や結婚希望実績等はKPIになじむのか？
 - 5年間という期間での効果検証は中長期的視野からの計画と取組みを阻害

緊急経済対策と補正予算

- 景気の現状についての認識
 - 経済の好循環が生まれ始めていいるとしながら、個人消費等の弱さや地方における経済の好循環の実現が半分でないと指摘
- 対策の内容
 - ①地域の実情に配慮しつつ消費を喚起(自治体による消費喚起/生活支援策に対する交付金。省エネ住宅ポイント制度など)
 - ②地方が直面する構造的課題への取り組みを通じた地方活性化(地方創生「総合戦略」の先行の実施への交付金など)
 - ③災害復旧、復興の加速化(原子力災害からの福島復興交付金など)
 - 対策の規模と効果
 - 3. 5兆円程度。GDP押し上げ効果は概ね0.7%程度
 - * 2014年度補正予算案: 3. 1兆円
 - うち地方創生関連約60事業、3225億円(うち地方創生先行型交付金1700億円)

地方創生先行型交付金・基礎交付

- 自治体による①地方版総合戦略の策定、②地方版総合戦略における「しごとづくりなど」の事業を対象
- 都道府県及び市町村の配分比4:6
- 以下の点を踏まえて交付
 - ① 地方版総合戦略策定経費相当分として1都道府県2,000万円、1市町村1,000万円を確保
 - ② 人口を基本としつつ、小規模団体ほど割増
 - ③ 財政力指数

④ 就業（就業率）人口流出（純転出者数人口比率）、少子化（年少者人口比率）の状況に配慮（現状の指標が悪い地域に配慮）

基礎交付の算定

$$\text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha + D$$

A: 段階補正係数

$$B: (1 - \text{財政力指数}) \times 0.8 + 0.2$$

$$C: a + b + c$$

a: 15歳以上人口に対する15歳以上就業者数の比率の逆数 × 定数

$$b: \text{転出者数人口比率} \times \text{定数} + 1$$

$$c: 15歳未満人口比率の逆数 \times \text{定数}$$

α: 内閣総理大臣が別に定める乗率

$$D: \text{都道府県} 2,000 \text{万円、市町村} 1,000 \text{万円}$$

* Aの段階補正係数は市町村の人口が10万人の場合が1であり、人口が多いほど割落とされ、人口が少ないほど割増となるが、4千人以下の場合はいずれも一律3.455

* Bは財政力が高い自治体ほど係数が高くなり、財政力指数0.1の場合、0.92、財政力指数1の場合0.2

* Cについては、15歳以上人口に対する15歳以上就業者の比率が低いほど、転出者数人口比率が高いほど、15歳未満人口比率が低いほど、係数が大きくなる

* Dは地方版総合戦略策定経費を一律に算定するもの

地方創生先行型交付金における中央統制

- 各自治体の地方創生総合戦略策定経費および総合戦略に位置付けられる見込みである、実施計画にもとづく新規の単独事業であることが必須
- 職員人件費、貸付金・保証金、基金の積立金、建設地方債対象事業（例外あり）、国の補助助事業には充当してはならない
- 重要業績評価指標（KPI）の設定とそれにもとづく効果検証が求められる

地方創生先行型交付金・上乗せ分タイプI

- 都道府県3～5億円、市町村3～5千万円を目安に交付を検討する予定
- 交付対象が以下の事業分野に限定される（原則として給付事業は除かれる）。①しごとづくり等に資する人材の育成・確保のための事業（事業承継事業、移住関係事業等を含む）、②農林水産業等の分野における地域に埋もれた資源を見出し、そのブランド化、販路開拓、事業化等を行う事業、③地域の観光資源の開発等を行う事業、④コンパクトシティ、中心市街地活性化の包括的政策パッケージに関する事業等（日本版CCRCを含む）、⑤中山間地域等における「小さな拠点」に関する事業（コンパクトビレッジ）、⑥プレミアム商品券、ふるさと名物券・旅行券事業と連携しつつ行う、魅力ある地域商品開発、商店街の活性化等の事業。

地方創生先行型交付金・上乗せ分タイプⅠ

- 次の事業の仕組みを全て備えることが必須となる。①ビッグデータ等客観的なデータやこれまでの類似事業の実績評価に基づき事業設計がなされ、事業の企画や実施に当たって、地域における関係者との連携体制が整備されていること。②事業の企画や実施に当たって、関係者との連携成果が評価されていること。③重要業績指標(KPI)が、原則として事業の見直しのための仕組み(PDCA)が整備されていること。
- 以上の点をクリアしたうえで、他の自治体の参考になる先駆的事業であることが求められる。その先駆性の基準については、国の総合戦略における政策5原則の観点とともに、以下の点があること。①施策のハズレ防止とワンストップ化をめざすものであること。②連携中核都市圏や定住自立圏における複数の地方公共団体を連携して実施するものであること。③地域民生事業やNPO等の経済的な自立性を旨とする民間事業の設置等、有効な事業実施体制を伴うものであること。

8

「地方創生先行型」交付金をどうみるか

- 「地方創生先行型」交付金は、地方創生総合戦略という「土俵」を政府が設定し、そのなかでの自治体の自由設計を認めながら、自治体間競争を組織化し、効果検証の仕組みによって「自主的取り組み」「強制」させる仕組み
- 地方創生総合戦略には「集約・活性化」、コンパクトシティ、第三次産業を中心とした外来型開発への傾斜など、看過できない問題を含んでいる
- 交付金は、自治体、特に小規模自治体にとっては貴重な財源であるものの、政府による誘導方向に安易に乗るのではなく、地域の実情やこれまでの各自治体の内発的な取り組みとの整合性に十分に配慮することが重要

地方創生先行型交付金・上乗せ分タイプⅡ

- 2015年10月30日までに、以下の点を満たす地方版総合戦略を策定する場合が対象
 - ①原則としてKPIが設定され、外部有識者等を含めた検証機関によってKPIの検証が行われること
 - ②地方版総合戦略の策定・見直しについて、住民や産官学金労等との連携体制等を備えていること
- 一地方公共団体当たり1,000万円を上限の目安として交付が検討される予定

3. 2015年度予算と「地方創生」

2015年度政府予算と地方創生

- 政府地方創生関連予算
約150事業、7225億円
- その他の財政的支援（国家戦略特区、社会保障制度、税制、地方財政等） 6766億円（子ども・子育て支援新制度等）

2015年度政府予算と地方財政計画

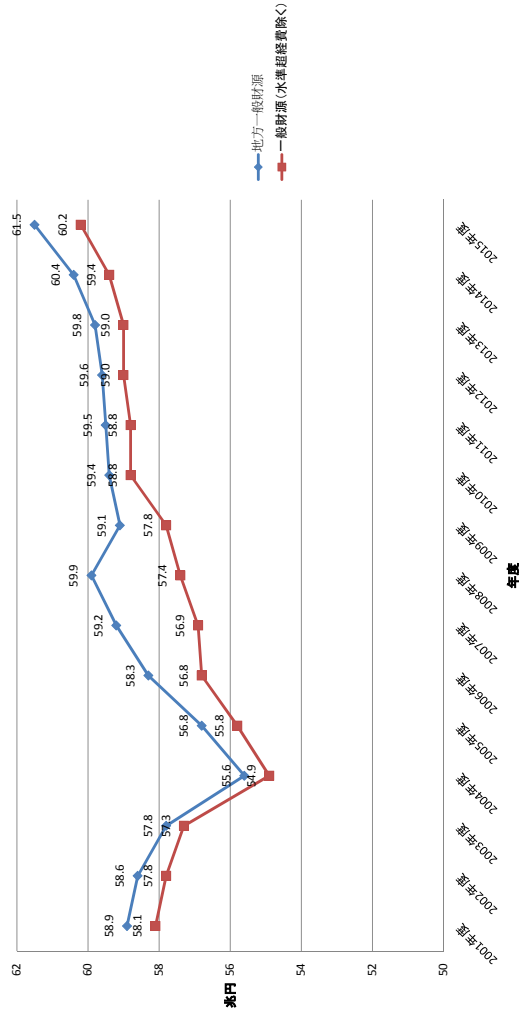
- 政府予算の規模は96.3兆円と過去最大規模だが、消費税の経費増や社会保障関係費の自然増を考慮すれば歳出は実質的にはあまり増えていない
- 消費税増税の影響（国消費税＋1.7兆円、地方消費税＋1.6兆円）
- 法人実効税率の引き下げ（2015年度△2.51%の32.11%、2016年度△0.78%の31.33%）
- 社会保障の抑制、軍事費拡大、公共事業費は昨年度同水準を確保
- 地方財政計画の規模は＋1.9兆円の85.3兆円、**一般財源総額は水準超経費を除き＋0.7兆円**

9

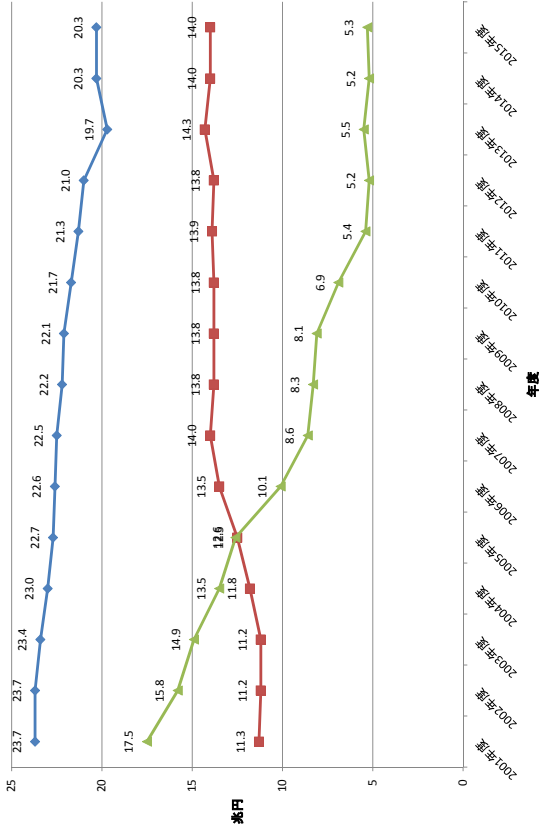
2015年度政府予算と地方財政計画

- 地方交付税における政策誘導の拡大
地域の元気創造事業費に加えて**人口減少等特別対策事業費**の創設 → 「取組の必要度」とともに「取組の成果」を反映
- 公共施設老朽化対策の推進
集約化・複合化を促進
- 公立病院改革の推進
公立病院の再編・ネットワーク化を促進

地方財政計画における一般財源の推移（通常収支分）



地方財政計画における各歳出項目の推移(通常収支分)



普通交付税における人口減少等特別対策事業費の算定方法

○平成27年度 普通交付税6,000億円程度

	取組の必要度	取組の成果	計
道府県分	1,670億円程度	330億円程度	2,000億円程度
市町村分	3,330億円程度	670億円程度	4,000億円程度
計	5,000億円程度	1,000億円程度	6,000億円程度

指標について

- 以下の指標を用いて、各地方公共団体の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映
- 各指標の算定上のウェイトについては、「人口増減率」とその他の指標を4:6で設定。その上で、その他の指標については、個々の指標のウェイトを均等に設定

取組の必要度 (以下の指標について、現状の数値が低い団体の需要度を算出)	取組の成果 (以下の指標について、全国平均の伸び率との差に於いて需要度を算出)
・人口増減率 ・転入者人口比率 ・転出者人口比率 ・年少者人口比率 ・自然増減率 ・若年者就業率 ・女性就業率 ・有効求人倍率 ・一人当たり各産業の売上高(※)	・人口増減率 ・転入者人口比率 ・転出者人口比率 ・年少者人口比率 ・自然増減率 ・若年者就業率 ・女性就業率

(※) 第一次産業(農業)産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額、卸売業年間商品販売額の合計

財政計画における歳出特別枠等の推移

	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
増経費・減経費・雇用等対策費	9000	13850	15000	14950	14950	11950	8450
防衛・減経費				4550			
の元気づくり事業費					3000	3500	
・ひとしごと創造事業費							10000

増経費・減経費・雇用等対策費の2010年度および2011年度の額は「地方再生対策費(および地域活性化・雇用等対策費)」の合計額

増経費・減経費・雇用等対策費の2009年度の額は「地方再生対策費(および地域雇用創出推進費)」の合計額

増経費・減経費・雇用等対策費の2014年度の額は「地域の元気づくり事業費」の額

3年度の「緊急防災・減災事業費」および「地域の元気づくり事業費」は給与の臨時特別に対応した特別枠

4年度の「地域の元気づくり事業費」は歳出特別枠から通常枠に移行

5年度の「まち・ひと・しごと創造事業費」は通常枠に新たに創設

交付税特別枠加算の推移

	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
交付税特別枠加算	10000	14850	12650	10500	9900	6100	2300

2015年度地方税制の改編

- 法人事業税所得割税率引き下げ、外形標準課税の拡大
- 地方拠点強化税制の創設(地方拠点建物等の取得への減税や雇用促進税制の拡充)
- 車体課税(自動車取得税のエコカー減税の見直し・2年延長、軽自動車税のグリーン化特例)
- 消費税率10%の引き上げの1年半先送り(2017年4月へ)
- ふるさと納税の拡充

今後の検討課題とされている事項

- 消費税の軽減税率の検討
- 法人実効税率引き下げにともなう外形標準課税の拡大
- 固定資産税の償却資産課税に関する税制措置
- 法人住民税のさらなる交付税原資化？

公共施設の老朽化問題と集約化問題

- 総務省「公共施設等の解体撤去事業に関する調査」(2013年12月)
自治体が解体撤去する意向を示している社会資本は約1万2千件、解体撤去費用約4千億円(廃棄物処理施設、教育関係施設、公営住宅等)
- 自治体に公共施設等管理計画の策定を要請(2016年度末までに)
すべての公共施設等を対象に、公共施設等の状況、人口の今後の見通し、財政収支の見込みを把握。更新・統廃合・長寿命化などの総合的計画的管理
- 公共施設等の除却に対する地方債の特例措置(2014年度予算～)
- 公共施設の集約化に交付税措置(2015年度予算～)

4. 「集約化」政策の展開

文科省による小・中学校の集約化の推進

- 文科省が2015年1月に公表した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関わる手引き」において、規模適正化基準を小学校4km、中学校6kmの基準だけでなく、交通機関の利用を前提に1時間以内の通学時間を可能に
→ 「小さな拠点」から地域づくりの拠点中の拠点である小中学校を奪う「へそなし拠点」化(田代洋一『『地方創生』と農政『改革』』『農業と経済』2015年5月)
- 2015年度予算で、公立小中学校の教職員定数について、少子化による自然減分を超えて減らす「純減」とする方針
- 義務教育費国庫負担金も減額

自治体病院の再編・ネットワーク化

- 厚労省は2015年3月、「地域医療構想策定ガイドライン」を定め、それを踏まえて2015年度以降に都道府県が地域医療構想を策定
- 総務省は2015年3月末、新公立病院改革ガイドラインを定め、公立病院のさらなる改革を推進。これまでの「経営効率化」、「再編・ネットワーク化」、「経営形態の見直し」に「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」を加えた4つの視点に立って進める
- 公立病院改革ガイドラインに沿った公立病院の再編・ネットワーク化を促進するため、2015年度に公立病院に係わる交付税措置の見直し

連携中枢都市圏の推進

- **連携中枢都市**（人口20万人以上、昼夜人口比率1以上である61都市）に対して、以下の役割に応じて地方財政措置（普通交付税および特別交付税）
- 圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積、圏域全体の生活関連機能サービスの向上（連携協約の締結が前提）
- 2014年度は国費モデル事業として1.3億円を計上し、先行的なモデルを構築
- 2015年度より本格的に地方財政措置を講じ、全国展開を図る
- * **シティリージョン**（複数の圏域の中心都市が圏域の境界を越えて連携し、民間事業者を巻き込む形で広域的な取り組みを推進）の推進

12

連携中枢都市圏に関する財政措置

- 連携中枢都市の取組みに対しては以下の財政措置が講じられる。①圏域全体の住民ニーズに対応した、「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組みに対する普通交付税措置（圏域人口に応じて算定。圏域人口75万人の場合、約2億円）、②「生活関連機能サービスの向上」の取組みに対する特別交付税措置（1市当たり年間1.2億円程度を基本として、圏域内の連携市町村の人口・面積及び連携市町村数から上限額を設定野上、事業費を勘案して算定）
- 連携市町村の取組みに対しては、「生活関連機能サービスの向上」の取組みに加え、「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」に資する取組みに対して特別交付税措置が講じられる（1市町村当たり年間1,500万円を上限として、当該市町村の事業費を勘案して算定）

定住自立圏のさらなる推進

- 定住自立圏への財政措置も拡充
- 特別交付税の拡充
 - 中心市には8,500万円程度（従来4,000万円程度）
 - 近隣市町村には1,500万円（従来1,000万円）を上限

骨太方針2015にかかわる政策動向

財政制度等審議会「財政健全化計画等に関する建議」(2015年6月1日)

・2020年度の国・地方のPBは「経済再生ケース」ですら▲9.4兆円であり、歳出改革を中心に赤字解消を図るべき

・地方財政:PB改善には地方財政計画上の歳出の抑制が不可欠であるとの認識。地方の黒字は手厚い財政移転によって成り立っていると、より厳しい国の財政状況に照らして地方の歳出抑制を強調

歳出特別控除の廃止、地方創生関連経費は必要性・有効性を厳密にチェック、新交付金は既存補助金の統廃合により財源確保、IT投資の効率化、救急出動の一部有料化、民間委託推進による給与関係経費抑制、公債費減少分を歳出全体の減につなげる、など

今後の検討課題として、地方の財源不足解消に対応した交付税法定率の見直し(引き下げ)、地方交付税のあり方の見直し

5. 「骨太方針2015」、「地方創生基本方針2015」の動向

骨太方針2015にかかわる政策動向

地方財政審議会「経済再生と財政健全化の両立に向けた地方税財政改革についての意見」(2015年6月9日)

・歳出全体の重点化・効率化を図りつつも、必要な歳出総額および一般財源総額の確保の必要を強調

・社会保障などの国庫補助事業増加にあわせて地方単独事業の増加が適当。公債費など減額となる要素のみを取り出して地方歳出全体を減額すべきとの議論は不適當

・地方交付税の法定率の引き上げ

・地方交付税の財源保障機能重視から成果主義重視への転換という議論に対して、財源保障機能の堅持を主張

骨太方針2015にかかわる政策動向

経済財政諮問会議における有識者議員提出資料「論点整理 地方行財政改革のポイント」(2015年6月1日)

・地方自治体が自ら行政のムダをなくし創意工夫するインセンティブを強化する。地方交付税をはじめ、頑張る地方の取組を促す仕組みに重点シフト、民間の大胆な活用による効率化。

・公共部門の産業化、インセンティブ改革、公共サービスのイノベーション:KPIを設定して外部委託を加速、20万人以上の自治体においてPPP/PFI導入の原則化、IT活用による業務改革により維持管理費3割減をめざす、など

・地方行財政改革:危機対応モード終了、経営改革が遅れている公営企業は5年以内に廃止・民営化等、地方交付税改革(計画期間内に低コスト団体にあわせる仕組み、配分基準を人口・ストック量から改革成果や新たな課題に重点シフト、経済再生・財政健全化の成果反映インセンティブ措置拡充など)、財政健全化計画期間中、各自治体の財政力指数10%程度の向上、など

骨太方針2015にかかわる政策動向

経済財政諮問会議における高市総務大臣提出資料「地域経済再生と財政健全化の両立に向けた今後の取組」(2015年6月1日)

- ・チャレンジする地方の支援
「まち・ひと・しごと創生事業費」は5年間継続し、1兆円程度の規模を維持。交付税算定において取組の成果を一層反映
- ・地方行政サービス改革
自治体の業務改革の推進(行政サービスのオープン化、アウトソーシング、PPP/PFI拡大、公営企業・第三セクター経営健全化など)
財政マネジメント強化(公共施設等総合管理計画の策定促進、地方公会計の整備促進、公営企業会計の適用拡大の推進)
- ・地方税財政の改革
歳出の重点化・効率化(国の法令、補助金、制度の見直し、平時モードへ)
地方交付税改革(歳出効率化の取組で他団体のモデルになるようなものを基準財政需要額算定に反映、地域活性化等の取組の成果を一層反映、広域連携を推進する自治体運営、公共施設の集約化・複合化等の支援、経営効率化を策定し、経営効率化を取り組む公営企業支援)
- ・地方税制改革の推進(地方法人課税改革など)

14

骨太方針2015(素案)

- ・経済再生と財政健全化をともに達成する計画の策定(2020年度財政健全化目標の確実な達成に向けての計画)
- ・重点課題の一つに「まち・ひと・しごと」の創生と地域の好循環を支える地域活性化」
「地方版総合戦略」の取組へのインセンティブ強化
新型交付金創設

東京圏から地方への移住希望者を支援
コンパクトシティ、「小さな拠点」を推進

骨太方針2015(素案)

- ・「経済・財政再生計画(仮称)」(2016～2020年度)
当初3年間(2016～2018年度)を集中改革期間として位置づけ
2018年度のPBの対GDP比▲1%程度の努力目標

(歳出改革):①公的サービスの産業化(医療・介護と一体的に提供する健康サービスや高齢者向け住宅・移送サービス等)、②インセンティブ改革(トップランナー方式の交付税算定、保険者の医療費適正化の取組へのインセンティブ強化など)、③公共サービスのイノベーション(見える化、業務の簡素化・標準化)

(歳入改革):①企業収益と就業者所得の増加による税収の一層の伸びの実現、②「公共サービスの産業化」等により課税ベースを拡大し、新たな税収増に結びつける、③マイナハンバー制度活用等による税・社会保障徴収の適正化、④関係機関からの納付金など税以外の歳入確保

第二増田レポートがねらうもの

- ・2015年6月4日、日本創成会議・首都圏問題検討分科会「東京圏高齢化危機回避戦略：一都三県連携し、高齢化問題に対応せよ」を発表
- ・現状と課題についての分析内容
東京圏は急速に高齢化し、後期高齢者は10年間で175万人増える(2015～2025年)。東京都区部には若者が流入する一方、高齢者は都区部以外・三県に流出。大規模団地は一斉に高齢化が進み、高齢者が取り残される。入居需要は10年間で20%増加し、介護需要は、埼玉・千葉・神奈川県で10年間で50%増加する。
→東京圏の周辺地域で医療不足が生じる。東京圏全体で介護施設等が不足するおそれ(13万人分不足)
→しかし、東京圏での医療介護体制の大幅な増強は困難(土地制約、人材制約)

第二増田レポートがねらうもの

- ・ 東京圏の高齢化問題への対応策
- ①医療介護サービスの「人材依存度」を引き下げる構造改革を進める
ICT、ロボット活用、人材配置基準の緩和、資格の融合化、マルチタスク型への人材多様化
- ②地域医療介護体制の整備と高齢者の集住化を一体的に進める
都市機能の集約化と高齢者の集住化への誘導、「空き家」の敷地統合と医療介護拠点への転用、
- ③一都三県の連携・広域対応が不可欠（一都三県・5政令市）
「東京圏高齢者ケア・すまい総合プラン（仮称）」の策定
- ④東京圏の高齢者が希望に沿って地方に移住できるようにする
受け皿として「日本版CCRC構想」に期待
 - * **高齢者の地方への移住は、医療・介護・福祉のトータルコストの節減にも結びつく」と指摘**
 - * 補論として、医療介護体制が整っている地方の圏域をリストアップ（41圏域）

15

まち・ひと・しごと創生基本方針2015に向けた政策動向

「まち・ひと・しごと創生基本方針検討チーム報告書」（2015年6月12日）

- ・ ローカル・アベノミクスの実現
 - ①各地域の「稼ぐ力」引き出し：日本版DMO（観光地域づくりの推進主体）、6次産業化、「サービス産業チャレンジプログラム」
 - ②インセンティブを通じて「地域の総合力」引き出し：日本版CCRC（移住支援のコミュニティづくり）、コンパクトシティ、「小さな拠点」
 - ③「民の知見」の引き出し：国家戦略特区の活用（地方創生特区）
- ・ 新たな枠組み、担い手、圏域づくり
 - 官民協働により自治体の枠組みを超えたエリアマネジメント
 - 地方創生人材プラン（仮称）を年度末までに策定
 - 新たな「圏域」づくり：広域圏域から集落生活圏まで含む
 - 広域的な経済振興策を担う官民連携組織の形成を期待

第二増田レポートがねらうもの

- ・ ねらい
- 東京圏における社会保障経費の抑制による法人負担の軽減
「農村たぐいまれな暮らしを伴う拠点都市、コンパクト・シティへの集約化と医療介護・高齢者集住の拠点化をねらう」→東京圏からの高齢者移住とポランティア・コミュニティ依存による「安上がり」の高齢者対策
- 医療介護における施設面・人材面での規制緩和をねらう
- ・ 問題点
 - 特定地域への高齢者の誘導を行うことの問題・実効性（居住権の問題）
 - 規制緩和とポランティア・コミュニティ依存の高齢者ケアで人権保障できるのか
 - 賃金の低い介護・高齢者サービス雇用の創出は所得格差・地域間格差の拡大・固定化につながるのではないか

6. 「地方創生」にどう対抗、対応するか

地方創生における論点、争点

- 地方創生予算や新交付金は地域の内発性を促進するか？
- 「地方消滅」の危機感を煽ることをどうみるか？「あきらめ論」につながったり、国の政策に乗る受け身の姿勢につながるのではないか？
- 2060年に人口1億人を維持するというのは現実的か？そのための実効性のある手立てはとられているのか？
- 拠点都市への集約化やコンパクトシティは周辺部の「切り捨て」にならないか？

地方創生戦略では問題は解決しない

- 地方創生長期ビジョンでは、2030年～2040年頃に出生率が人口置換水準まで回復すれば、2060年に総人口1億人程度を確保し、2090年頃には人口が定常状態になることが見込まれるとされているが、それを担保する実効性のある政策パッケージが出ていない。
 - 政府の政策は、出生率回復に成功したフランスやスウェーデンのような中央政府レベルでの出産・子育て支援の抜本的拡充策とはほど遠い。フランスなどのようなマクロ政策なしに地方の「頑張り」によって出生率回復ができるというのは幻想
- * 全国市長会研究会提言（2015年5月26日）：出産・子育てに係わる医療・教育面での経済的負担の軽減について、ナショナルミニマムとして、国が責任を持つことを提言（子育てにかかる医療費を国が全国一律で負担することなど）**

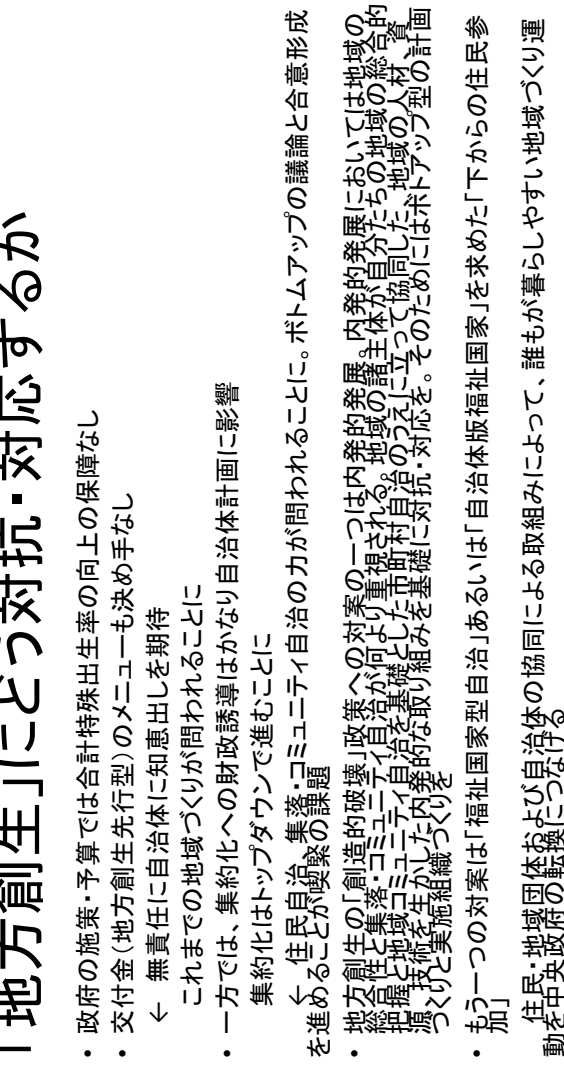
地方創生戦略と「農村たたみ」

- 「まちの創生」の政策パッケージには実効性の問題とともに都市・農村構造のあり方の問題。特に、都市と農村村が連担する日本の地域構造のなかでの都市のコンパクト化や拠点都市への施策・投資の集中を進める政策については、「農村たたみ」につながる
- むしろ集約化の対象となっている周辺部の農山村の方が一般的には出生率が高く、拠点都市形成によって「ミニ東京」をつくるのではなく、地方中核都市から中小都市さらには農山漁村へと人の流れをうつっていくことが求められる

地方創生戦略と「農村たたみ」

- 「しごとの創生」の地域経済振興の内容も従来型の農林水産業や製造業の支援ではなく、第三次産業、農林水産業の6次産業化・輸出促進、創業・イノベーションの推進等に特化しているという問題。特に従来型農林水産業は地方創生戦略の対象から外されるだけでなく、TPP推進によって大打撃を受けることになれば、農山漁村からの人口流出は加速する。地方創生における地方拠点都市への集約化の推進が主に第三次産業を中心とした就業の場の確保が想定されていることと符号
 - 農業については、法人や大規模農家等への農地の集積と6次産業化・輸出促進が基本戦略となっており、兼業農家の農業からの「追い出し」が進む。そこには地域の総合性やコミュニティへの配慮はみられない
- * 産業戦略とコミュニティ対策を分離。地方創生が「農村たたみ」を推進**

地方創生の罣(イメージ)



まじめに代えて
—「地方創生」を超えて—

- ・「地方創生」の推進は、一面では人口減少と地域経済の低迷に苦しむ地方に「光」を当てようという意図があるが、地方分権、地域連携、道州制をセットで進める路線の一端に当てるだけで済まないと、地方分権、地域産業対策とコミュニティ対策を分離。ゼロサムゲームによる総合戦残り競争の組織化
- ・増田レポートによる「シビックを「制度のリセット」、つまり道州制につなげようというベクトルが強まること」に十分警戒する必要がある
- ・同時に、中小規模自治体の自治を活かした内発的な取り組みこそが、少子化に歯止めをかけ、持続可能な地域をつくることに確信をもつこと
- ・そのためには、集落コミュニティからの住民の学習と参加によるボトムアップ型の計画づくり・実施体制づくりが重要
- ・「農村たぐい」のうえで「ミニ東京」をつくる「拠点都市構想」ではなく、中小規模自治体を起点とする対等平等かつ住民自治にもとづく自治体間連携の課題を重視する必要がある
- ・特に都市部では住民団体などの「下からの住民参加」を基礎に自治体のあり方を変革し、「福祉国家型」あるいは「自治体版福祉国家」づくりを

2015年度 静岡県地方自治研究所総会議案

はじめに

静岡県地方自治研究所は1996年に設立し、今年で19年目を迎えます。

今、日本を取り巻く情勢の特徴は、安倍暴走内閣によって「5つの不安—いのちの不安、生活の不安、健康の不安、雇用の不安、平和への不安—」等が一層深刻になっています。

とりわけ、「海外で戦争する国」への道をひたすら、暴走しています。5月14日に、自衛隊を随時海外に派遣できるようにする新法「国際平和支援法案」と、自衛隊法など10の現行法改正案をまとめた「平和安全法制整備法案」の2本を閣議決定し、15日に国会に提出しました。この「平和安全法制」は「平和」とは名ばかりで、まさに『戦争法案』そのものです。自治体労働者は、「二度と赤紙は配らない」ことを決意すると同時に、国と地方自治体の最大の責務である「かけがえのない住民の命と必要最低限の健康で文化的な生活を保障する」ことを実現させる研究と運動が一層重要になっています。

そのためには、「静岡県地方自治研究所」の存在がさらに輝き、「地方自治に関する研究」が、さらに大切となっています。

I 国内の情勢と静岡県内の状況

1) 国内の情勢の特徴

昨年末の総選挙で安定多数を確保したことから、全ての政策に対して『安倍政権』の暴走が止まりません。

その、典型が「戦争できる国」への暴走です。4月に訪米し、米国議会で「今年の夏までに決定する。」と勝手に約束してきました。

この間、2013年の国家安全保障会議の設置、特定秘密保護法の制定、武器輸出の解禁、そして、2014年7月に閣議決定による集団的自衛権を巡る「解釈改憲」、さらに2015年の通常国会の施政方針演説で「戦後以来の大改革」と称して、明文改憲の動きと、一連の「安保法制」の見直し等を足早に強引に進めています。一方、「アベノミクス」は、2014年4月の消費税増税や医療・福祉分野での社会保障改悪の影響もあり、国民経済や国民生活を冷え込ませ、企業間、地域間、社会各層間の格差を拡大し、貧困化を加速させています。このため、第二段階の消費税増税を先延ばしする等しています。

また、新たな「国のかたち」にむけた、巧みな準備も始まっています。それが、5月発表された、日本創生会議の「増田レポート」です。人口減少時代における自治体の在り方が検討され、市町村の強い抵抗もあって道州制推進基本法が上程できない中で、「自治体消滅論」を活用した、自治体の再編・広域連携を進める地ならしが始まっています。

他方、国土交通省は「国土のグランドデザイン2050」を策定し、「選択と集中」によって、三大都市圏（東京、名古屋、大阪）や30万人規模の地方都市、拠点集落に経済機能や行政投資を集中していく方向を打ち出しています。

そして、6月には、「規制改革会議」「産業競争力会議」「経済財政諮問会議」の三つの会議の議論を踏まえて、『骨太の方針2014』が決定され、現在その内容に沿ってあらゆる改悪が進められています。「産業競争力会議」による『日本再興戦略』では、雇用、福祉、医療、原発輸出に加え、農業が重点分野に据えられ、「規制改革会議」は、労働者派遣法や労働法制の大改悪など雇用、医療と並んで農業の「岩盤規制」に「ドリルで風穴をあける」ことに執着しています。それが、TPPの推進となっています。教育分野でも、「グローバル人材育成」を掲げ、初等教育から高等教育まで国の関与を強め、首長や学長のトップダウン的な制度へと

改変しました。農業委員会、農協協同組合、教育委員会、教授会等の戦後に作られ民詩主義的組織の解体がなされています。

9月には、地方創生に加えて、道州制の導入、国家戦略特区、地方分権改革などを指示しました。とりわけ、地方創生は、中期的な「国のかたち」の改造をめざしていることに注視していくことが大切です。今、国は地方自治体に対して一方的に数値目標を掲げ、トップダウン的に地方自治体の政策を管理する財政誘導型となっており、地方自治体からの反発も強くなっています。また、ビッグデータの活用と共に、マイナンバー制度の導入によって、国民・住民の個人情報の統一的管理が国主導でなされようとしています。

また、沖縄では、米軍基地の辺野古移設反対の県民の声が、知事選や総選挙で明確に示され、翁長知事が国に工事中止の要請しているにもかかわらず、強行に進めています。このような安倍政権の姿勢、地方自治破壊に対して、沖縄県民をはじめ国民の批判の声は拡大しています。今年は、戦後70年という節目に当たる都市であり、「戦争ができる国づくり」に向けた国の暴走を阻止する地方自治体の役割りがきわめて大きな意義を持っています。

大阪市を解体し、府直下の5つの区に分割する「大阪都」構想の住民投票が実施されました。大阪市での住民の幅広い共同と連帯のたたかひの結果『大阪市を残そう！』という一致に基づいたうねりの声が、勝利しました。

他方、東日本大震災の発生から4年が経過しましたが、未だに避難生活が続き、復旧・復興も遅れているだけでなく、未だに、福島第一原発による放射能漏れに対処できていない状況が続いています。

このように、日本全体を取り巻く情勢は、安倍暴走内閣によって、憲法・地方自治が戦後最大の危機を迎えています。全国各地から、反撃の狼煙が上がってきています。

「戦争法NO!」の9条の会や民主団体の運動、TPP反対や原発再稼働反対のネットワークの運動、沖縄たたかひ等が燎原の炎のように燃え広がろうとしています。

こうした時、自治体問題を研究している団体として、運動を広げるための研究や勉強会等の企画はきわめて大切となっている中で、大きな役割を果たさなければなりません。

2) 静岡県内の状況

2015年4月のいっせい地方選挙の県議選では、自民党は改選前議席と同じ38議席を確保して単独過半数を維持、民主党は改選前16議席より減らし自民との勢力差を広げ、公明は改選前5議席を守り、共産党は浜松市中区で新人が当選、4年ぶりに議席を奪還しました。静岡県政をチェックする静岡県議会は、国の政局との関係から自民党が一定抵抗はしているが実質的にはオール与党体制となっており、県議会を通じて静岡県政の議論が活性化することが期待されます。

一方、県内の自治体労働者は「集中回核プラン」等による人員削減の一方で、住民から自治体に対する要求の強さもあり、過密労働と長時間労働が続いています。

また、2014年には、わずかながらの賃上げがされる一方で「給与制度の総合的見直し」による、大幅な賃下げと地域間格差拡大が押し付けられようとしています。評価制度という成績主義の導入が提起されており、本来の「地方自治体の仕事」に対する誇りや、やりがいが見つけられなくなっている状況も生まれています。

そのためにも、「地方自治体の仕事のあり方」等に対しての研究や「住民の安全・安心の暮らしを守るための自治研活動」が重要となっています。

また、政令市となった静岡・浜松の合併後の検証や各市町の動向についても注視していく必要があります。

1. 人口減・流出が浮かび上がらせる従来型「地域経済発展モデル」の限界

総務省が発表した2014年の「人口移動報告」によると、静岡県は転出者が転入者を上回る転出超過が7240人で、2年連続の全国ワースト2位だった。以下表と分析は2013年のもの。

県内の人口減少の状況では、山間地域や伊豆半島の自治体での減少傾向が従来から続いているのに加え、都市部でも人口が流出しています。特に、沼津市は県内最多の1,239人の転出超過となったほか、静岡市と浜松市の両政令市も転出超過となっています。全国21政令都市中、転出超過となったのはわずか4市（北九州、静岡、堺、浜松）だけで、静岡県の人口減少が全国でも際立っています。

静岡県は、東海道本線・新幹線や東名高速道路などの交通インフラが早期に整備され、東海道の沿線を中心に、早くから企業・工場の立地が進んできました。しかし、工場の海外移転が顕著となるなか、国内工場の縮小の影響が大きいことなどが人口流出の大きな要因と考えられています。京都大学の岡田知弘教授（地域経済学）は、「静岡県だけの特殊な問題ではない。日本の地域経済発展のモデルが限界に来ている」と指摘し、「地域経済を維持するためには個性を生かした独自の産業が必要。地域社会と行政が一体となったとりくみが必要」と述べています。

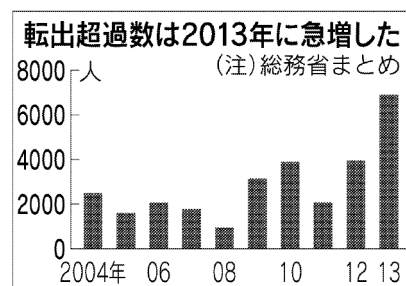
こうしたなか、2014年通常国会で「小規模企業振興基本法」が成立しました。これまでの国の中小企業支援策は「面的な支援」から、ほとんどの中小企業には恩恵のない「点的な支援」へと変容し、大規模開発や大企業偏重の優遇政策とあいまって、中小企業の活力を失わせてきました。今回の基本法は、政府の言う「やる気がある事業者は支援する」という本質まで転換するものではありませんが、「事業の持続的発展」「小規模企業にも光をあてる」として、点的な支援からは対象を一定広げさせたと言えるものです。この基本法に基づいて地方自治体に具体的な政策を策定させるものとなっており、地方自治体へのはたらきかけや運動の必要性がさらに高まっています。

また人口減少のなか、リフォームや耐震補強によって住み続けられる住宅・店舗にするための助成制度によって住民の定着を図ろうという動きが全国に広がりつつあります。また全国展開の大手企業が一括して受注することが多い新築よりも、地元企業が受注することが多く、相対的に地域経済への波及効果が高いこともあり、リフォーム助成制度の充実をはかる自治体も増えています。しかし、国のリフォーム助成制度では事業者が100人以上のグループでなければ受けられなくなっているなど、大手事業者優遇、中小業者を締め出すことをねらった制度にしており、地域経済の活性化と中小業者支援の観点からは課題も残しています。

また再生可能エネルギーの地産地消など、地域経済の循環と地元の雇用を増やす試みも活発になっており、静岡県内でも新たな地域経済の発展と住み続けられる地域に向けた官民のとりくみが少しずつ始まっています。

1	北海道	-8,154
2	青森県	-6,892
3	岩手県	-6,056
4	宮城県	-5,892
5	秋田県	-5,214
6	山形県	-5,200
7	福島県	-5,138
8	茨城県	-5,132
9	新潟県	-4,812
10	富山県	-4,595
11	石川県	-4,081
12	山梨県	-3,739
13	長野県	-3,226
14	岐阜県	-3,187
15	静岡県	-3,148
16	愛知県	-2,953
17	三重県	-2,781
18	滋賀県	-2,740
19	京都府	-2,690
20	大阪府	-2,683
21	兵庫県	-2,562
22	奈良県	-2,505
23	和歌山県	-2,434
24	徳島県	-2,431
25	香川県	-2,321
26	高松市	-2,055
27	福岡県	-1,973
28	佐賀県	-1,780
29	熊本県	-1,743
30	大分県	-1,694
31	鳥取県	-1,683
32	島根県	-1,463
33	岡山県	-1,354
34	広島県	-1,347
35	山口県	-998
36	徳島県	-782
37	高松市	-723
38	愛媛県	-143
39	高松市	31
40	高松市	2,442
41	高松市	3,377
42	高松市	4,656
43	高松市	5,825
44	高松市	7,891
45	高松市	11,554
46	高松市	12,356
47	高松市	70,172

2014年1月31日 静岡新聞



2014年6月18日 日本経済新聞

2. 「究極の構造改革」道州制を進めようとする財界と新自由主義派

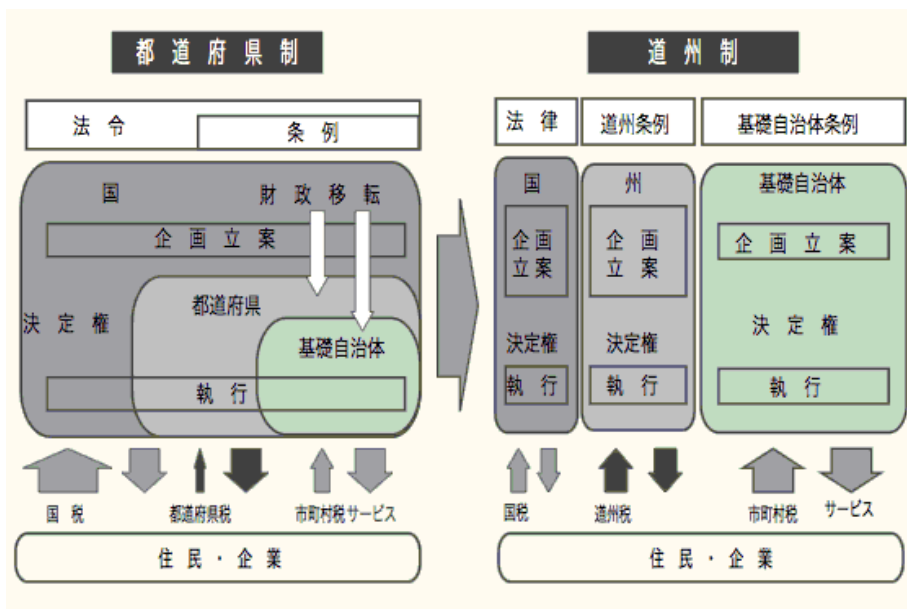
財界と自民・公明内閣によって 2000 年に入ってから急速に推し進められた、いわゆる「平成の大合併」で、3200 余りあった地方自治体は約 1700 にまで減少しました。合併を強制的に進めるためのアメとして利用された、地方交付税算定の 10 年間の特例措置が終了する時期を迎え、また施設建設にしか使えないいわゆる「合併特例債」による巨額の借金が地方自治体の財政を圧迫しています。

静岡県内でも、合併による自治体の疲弊が深刻化しています。十分な市民的な議論もなく、わずか数年で 12 市町村が合併した浜松市では、旧市町村から市中心部や他市町村への流出が加速。特に天竜区では、2005 年の合併直前に 1,100 人あまりだった旧龍山村の人口が 2012 年には約 850 人と、10 年足らずで 20% 以上も減少するという急速な過疎化が進行しています。また伊豆市でも、2004 年の合併から▲11%と人口減少に歯止めがかからず、地方交付税算定の特例措置が終了を迎えようとするなか、財政状況が逼迫しています。こうした状況は合併した自治体の多くで見られ、自治体合併による行政改革で職員が削減され、結果的に住民サービスが低下する事態となっています。こうしたなかで合併時の地方交付税算定の特例措置の期限を延長する声が多く、地方自治体から上がるなど、国による「平成の大合併」への政策誘導の誤りを証明するものとなっています。

しかし財界は、よりいっそうの自治体合併と地方自治の破壊につながる道州制を導入しようと、自公与党などへの圧力を強めています。経団連は道州制を「究極の構造改革」と位置づけ、「道州制基本法」の成立を強く求めています。財界と自公政権がねらう道州制は、都道府県を廃止して全国を 10 程度の道州に分割した「道州制」のもとで自治体の合併をいっそうすすめ、基礎自治体（市町村）を 300 程度にまで集約しようとしています。国

市町	社会保障・人口問題研究所推計					人口移動が収束しない場合		
	2010年 総人口	2010年 20-39歳 女性	2040年 総人口	2040年 20-39歳 女性	若年女性 人口変化率 (2010→ 2040)	2040年 総人口	2040年 20-39歳 女性	若年女性 人口変化率 (2010→ 2040)
静岡市	716,197	83,336	558,931	51,014	-38.8%	545,366	49,939	-40.1%
浜松市	800,866	95,824	670,555	62,343	-34.9%	651,484	59,101	-38.3%
沼津市	202,304	21,971	145,140	12,616	-42.6%	135,913	11,195	-49.0%
熱海市	39,611	3,241	22,498	1,314	-59.5%	22,344	1,077	-66.8%
三島市	111,838	12,950	89,506	8,055	-37.8%	87,176	7,535	-41.8%
富士宮市	132,001	15,071	109,043	10,357	-31.3%	106,258	9,669	-35.8%
伊東市	71,437	6,272	48,248	3,608	-42.5%	47,774	3,033	-51.6%
島田市	100,276	11,043	77,936	7,024	-36.4%	74,738	6,330	-42.7%
富士市	254,027	29,241	211,902	20,170	-31.0%	204,998	18,789	-35.7%
磐田市	168,625	19,583	135,621	12,191	-37.7%	128,727	10,895	-44.4%
焼津市	143,249	17,098	119,186	11,352	-33.6%	116,840	11,134	-34.9%
掛川市	116,363	13,629	95,595	8,682	-36.3%	91,080	7,777	-42.9%
藤枝市	142,151	16,186	117,153	10,315	-36.3%	114,892	9,471	-41.5%
御殿場市	89,030	11,114	86,304	8,404	-24.4%	86,168	8,203	-26.2%
袋井市	84,846	11,102	81,491	8,428	-24.1%	80,380	8,369	-24.6%
下田市	25,013	2,041	14,863	1,062	-48.0%	13,716	819	-59.9%
裾野市	54,546	6,644	50,557	4,929	-25.8%	49,095	4,571	-31.2%
湖西市	60,107	7,020	48,484	4,380	-37.6%	45,985	3,968	-43.5%
伊豆市	34,202	2,952	20,244	1,345	-54.4%	18,739	1,046	-64.6%
御前崎市	34,700	3,856	27,901	2,338	-39.4%	26,622	2,009	-47.9%
菊川市	47,041	5,580	39,209	3,502	-37.2%	37,377	3,082	-44.8%
伊豆の国市	49,269	5,475	36,988	3,290	-39.9%	35,692	3,123	-43.0%
牧之原市	49,019	5,326	36,959	3,185	-40.2%	34,693	2,772	-47.9%
東伊豆町	14,064	1,130	7,830	430	-57.5%	7,224	359	-68.3%
河津町	7,998	627	5,235	475	-24.2%	4,868	359	-42.7%
南伊豆町	9,516	644	5,879	403	-37.4%	5,695	281	-56.4%
松崎町	7,653	531	4,448	315	-40.7%	4,152	208	-60.8%
西伊豆町	9,469	637	4,540	298	-53.2%	4,097	206	-67.6%
函南町	38,571	4,315	29,958	2,658	-38.4%	29,060	2,465	-42.9%
清水町	32,302	4,148	28,331	2,934	-29.3%	27,457	2,901	-30.1%
長泉町	40,763	5,361	42,760	4,858	-9.4%	42,259	4,980	-7.1%
小山町	20,629	2,103	15,065	1,195	-43.2%	13,515	935	-55.5%
吉田町	29,815	3,606	29,071	2,742	-24.0%	29,502	2,693	-25.3%
川根本町	8,074	477	3,936	213	-55.3%	3,600	138	-71.1%
森町	19,435	1,926	13,992	1,082	-43.8%	13,240	890	-53.8%

2014年5月9日 静岡新聞



財界・政府がねらう「道州制」による国の統治機構の抜本改革

九州地域戦略会議の道州制「九州モデル」より

の仕事は軍事と外交などに限定する「小さな政府」としながら権力は集中し、「地方分権」の名のもとに、教育や社会保障などを基礎自治体に押し付けるものです。そのため、地方の財政力の差が行政や社会保障、教育の水準に格差を生むことになり、住民の福祉の向上と増進を国家の責任と定めた憲法 25 条の理念をも放棄するものです。

日本創成会議の増田寛也氏（元総務大臣・元岩手県知事）を中心としたグループが 2014 年 5 月に発表した試算では、2010 年度の将来人口推計をもとに人口流出によって過疎地などを中心に全国の自治体の約半数が「消滅する可能性がある」としており、静岡県でも熱海市、伊東市など、伊豆地域を中心に 4 市 7 町の 11 自治体を「消滅の可能性が高い」と分析しています。しかし、この試算は 2010 年時点のデータを基に算出したものに過ぎないのに、その後の実態や自治体のとりくみを見無視し、予測をあたかも将来の現実かのように喧伝されていることに対し、多くの自治体や研究者からの異論があいついでいます。

ところが国は、道州制への移行を念頭に、人口減少の現状と「自治体消滅論」を「地方創生」の口実にしようとしています。2015 年度の予算は、公共事業のバラマキなどの「地方創生」を含む概算要求で 100 兆円を超える過去最大規模となっていますが、実態は 2015 年春のいっせいで地方選に向けた選挙対策だと指摘されています。安倍首相は地方創生相を新設し、地方創生を「アベノミクスの効果を地方にも波及させる」ものとしています。地方の過疎化・高齢化を招いた大企業偏重の政策を加速させるばかりで、消費税増税や円安が招いた物価・原材料費の高騰など中小企業や庶民のくらしの重圧など地域経済の根本的な改善に向けたは何らの対策も打っておらず、首都圏と地方との格差はいっそう広がるばかりです。

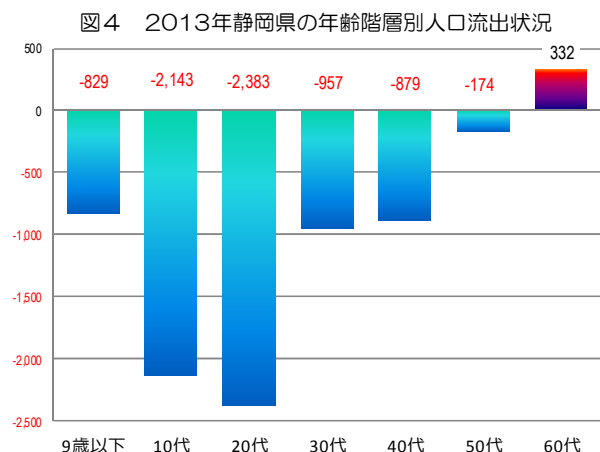
「地方創生」のなかでは、地域活性化を名目に全国の「地方拠点都市」に投資を集中するだけでなく、今後は人口減少地域から強制的に移住させて都市への集中を図ろうとする「コンパクトシティ構想」も含まれるなど、自治体消滅を煽り、さらなる自治体合併への誘導に利用しようとする「地方創生」の正体が顕在化し始めています。静岡県も県総合計画の「後期アクションプラン」の中で「都市機能を集積することにより、集約型で暮らしやすい市街地の形成に取り組む」と、コンパクトシティ構想をすすめることを掲げており、注意が必要です。

全国町村会は「道州制は地方分権の名のもとに地方自治を否定し、新たな中央集権体制をつくるものだ」と強く反発しており、道州制基本法の国会提出を阻止し続けています。しかし、経団連は自民党への政治献金の再開にあたっての要求のなかに道州制の推進を掲げており、地方自治を破壊する道州制移行へのたたかいでのせめぎ合いがいっそう強まっています。

3 人口流出を加速させる地域間格差

地方から大都市圏への人口流出（人口減）は深刻で、多くの地方で対策会議が開かれ、各種レポートや諮問が次々と公表されている。なかでも神奈川・愛知という「A ランク」に挟まれた静岡県（B ランク）は、2013 年の人口移動全国 2 位で、6,892 人も減少している。

県は、その深刻な実態に対して有識者によるプロジェクトチームを立ち上げ、対策を検討した。その報告によれば、特に深刻なことは、10 歳～20 歳代の若年層が著しく減少していることだ。



【図 4 参照】。

「人口流出超過の原因と思われるもの」という問いに対する回答では、減少の理由として「魅力的な働き場が少ないから」が第 1 位で 43.8%。さらに「新卒者の就職先がないから」「働く場が失われたから」「東京圏や名古屋圏の方が収入を得られるから」という労働に関する回答が上位 6 項目のうち 4 つを占めている

【図 5 参照】。

この結果を見れば、原因が賃金問題だけにあるのではないとは思いますが、賃金の高さも人口流出の大きな位置を占めていることは明らかとなる。

こうした地域間格差を放置・拡大させるままでは、地域は疲弊するばかりである。これでは、安倍首相がいくら声高に「地方創生」を叫んでも、地域経済の再興にはつながらない。安倍首相が、自信を持って掲げている政策である「地方創生」との自己矛盾がますます深刻になるだけである。

いま全国各地で公契約条例の制定があいついでいます。バブル崩壊以降の「自治体財政危機」を理由とした価格競争による過剰な一般競争入札が横行し、公契約事業の質の低下や、いわゆる「官製ワーキングプア」が急激に広がりました。

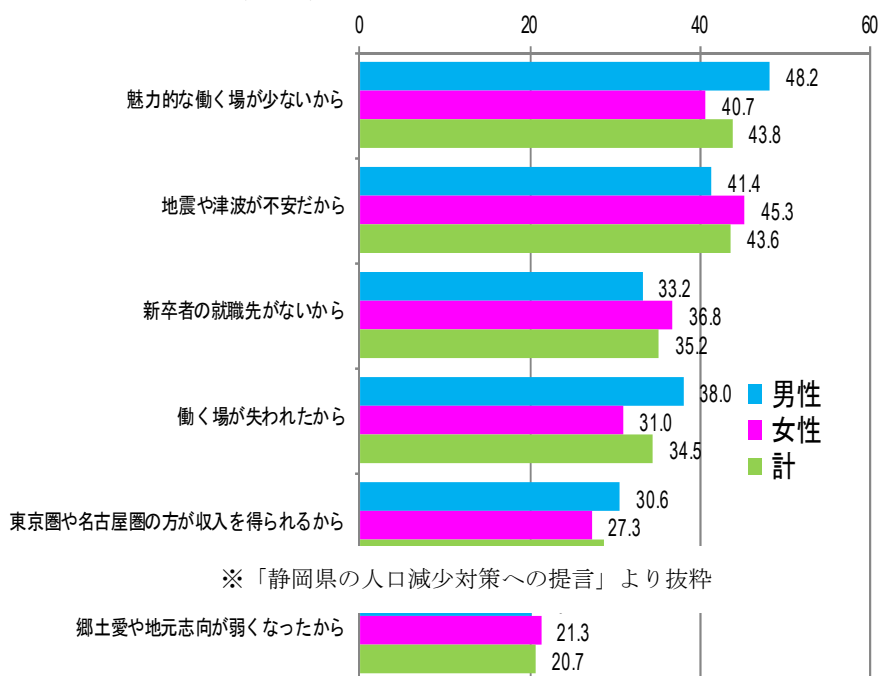
公契約条例は、施設管理も含む自治体の公共事業の発注の際に、事業者に対して一定額以上の賃金の支払いを求める条例です。ILO の第 94 号条約（1949 年、日本は未批准）が基になる歴史あるものですが、日本では 60 年後の 2009 年に千葉県野田市で初めて制定され、その後川崎市、多摩市などで制定。最近では 2014 年 9 月に世田谷区で可決され、全国 10 自治体に広がっています。

公共事業の賃金水準の確保は、地域の労働者の定着と質の向上、技術の継承に寄与するもので、中長期的には民間事業の価格水準にも反映するなど、地方での賃金水準の底上げ・下支えの効果が期待されています。また自治体にとっては、住民の定住と安定した納税にもつながるなど、地域経済の維持・活性化に大きな効果があると考えられています。しかし静岡県で公契約条例を制定している自治体はなく、ほとんどの自治体では関心が低いと言わざるを得ません。県の公共事業発注には労働者の賃金に関する条項がないなど、住民の定住と賃金水準の確保の観点が著しく欠如しています。

静岡県は、最低賃金の大幅な引上げとともに、公契約条例の制定などによる賃金の底上げが重要な課題となっています。

静岡県の賃金水準の低迷は、2014 年の春闘でも明らかになっています。14 春闘の賃上げは、大企業中心に数年ぶりのベースアップとなったところもあり、また全国平均で 6,174 円（国民春闘共闘）と昨年を 247 円上回っていますが、静岡県では 3,875 円（県春闘共闘）と昨年を 29 円下回りました。静岡県産業部労働政策課の調査でも 5,541 円と、全国平均を大きく下回っていま

図 5 静岡県の人口流出超過の原因と思われるもの



こうした状況のなか、昨年 8 月 7 日に 2014 年度の人事院勧告が行われ、国家公務員賃金はわずかながらとは言え 7 年ぶりの引き上げ勧告となりました。その後の静岡市、浜松市の地方人事委員会勧告でも同様の勧告が行われています。いっぽうで、2015 年 4 月から国家公務員の賃金を平均 2%も引き下げる「給与制度の総合的見直し」も勧告されており、地域経済への影響が強く懸念されています。静岡自治労連が静岡県産業連関表を用いて試算したところ、「総合的見直し」が県内の地方公務員や人事院勧告に準拠した民間労働者にも適用されて賃下げとなった場合、133 億円以上の生産減退と、81 億円以上の県内 GDP のマイナスにつながることが明らかになっています。

	生産誘発マイナス額		
	うち粗付加価値誘発マイナス額		うち雇用量所得誘発マイナス
直接効果	① 8,651百万円	③ 5,439百万円	④ 2,693百万円
第一次間接効果	⑥ 2,694百万円	⑦ 1,560百万円	⑧ 779百万円
第二次間接効果	⑫ 1,995百万円	⑬ 1,174百万円	⑭ 585百万円
合計	13,340百万円	8,173百万円	4,057百万円

項目	対象額(数)	備考
職員数	107,530人	国・公・地・公、国立大学、病院関係、県関係、社協
給与削減額計	▲12,994百万円	①
直接消費支出減少額	▲8,651百万円	
他産業波及賃金減少額	▲4,057百万円	②
波及賃金減少額	▲17,051百万円	①+②
総消費支出減少額	▲13,340百万円	
GDP	▲8,173百万円	

2014年の人事院勧告（平均2%賃下げ）が、国家公務員と静岡県内の地方公務員、および

	生産誘発マイナス額		うち粗付加価値誘発マイナス額		うち雇用者所得誘発マイナス額	
直接効果	①	8,651百万円	③	5,439百万円	④	2,693百万円
第一次間接効果	⑥	2,694百万円	⑦	1,560百万円	⑧	779百万円
第二次間接効果	⑫	1,995百万円	⑬	1,174百万円	⑭	585百万円
合 計		13,340百万円		8,173百万円		4,057百万円

項目	対象額(数)	備考
職員数	107,530人	国、道、県立大学、病院関係、専任教員、社協
給与削減額計	▲12,994百万円	①
直接消費支出減少額	▲8,651百万円	
他産業波及賃金減少額	▲4,057百万円	②
波及賃金減少額	▲17,051百万円	①+②
総消費支出減少額	▲13,340百万円	
GDP	▲8,173百万円	

14 人事院勧告に対しては地方三団人事院勧告年度の労働者に適用された場合に及ぼす経済的影響を、産業連関表を用いて静岡市労働が独自に試算
体（全国知事会・市長会・町村会）が意見を表明しています。このなかで「地方において公務員賃金に準拠した事業所が多い」ことを認め、そのうえで「官民を通じて地域間格差が拡大する」「地域経済の活力が奪われ、若年層などの人口流出に拍車がかかる」ことへの強い懸念を述べています。

4. 医療・介護総合推進法で国の責任放棄、地方に押し付けられる負担

25

自治体の年齢人口構成や財政力によって地域間格差が拡大し、利用者のいっそうの負担増大や介護を受ける権利の侵害も懸念されています。

そういった点を見ても「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上に務めなければならない」と定めた憲法 25 条に違反する法律であり、「自立・自助」を強要し、権利である社会保障から国民を締め出すものです。

また、消費税増税を財源として新たに作られる基金は、「病床削減」などのサービス切捨てを進めるためのものであることが明記されており、消費税増税が社会保障の充実のために使われるという政府のウソは、ここでも明白になっています。

医療・介護総合推進法により、静岡県医療・介護がどうなっていくのかについて、県は「法に基づき、県内の病院に今後の病床計画を報告してもらうが、その報告によって病床数の強制や

医療・介護総合法案提出時の厚労省の「概要」

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の概要		別紙 1
趣 旨		
持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行う。		
概 要		
1. 新たな基金の創設と医療・介護の連携強化（地域介護施設整備促進法等関係）		
①都道府県の事業計画に記載した医療・介護の事業（病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等）のため、 消費税増収分を活用した新たな基金を都道府県に設置		
②医療と介護の連携を強化するため、厚生労働大臣が基本的な方針を策定		
2. 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保（医療法関係）		
①医療機関が都道府県知事に 病床の医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）等を報告し、 都道府県は、それをもとに 地域医療構想（ビジョン） （地域の医療提供体制の将来のあるべき姿）を医療計画において策定		
② 医師確保支援 を行う地域医療支援センターの機能を法律に位置付け		
3. 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化（介護保険法関係）		
①在宅医療・介護連携の推進などの 地域支援事業の充実 とあわせ、 全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行し、多様化 ※地域支援事業：介護保険財源で市町村が取り組む事業		
② 特別養護老人ホーム について、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化		
③ 低所得者の保険料軽減を拡充		
④ 一定以上の所得のある利用者の自己負担を 2 割へ引上げ （ただし、月額上限あり）		
⑤低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「 補足給付 」の要件に 資産などを追加		
4. その他		
①診療の補助のうちの 特定行為を明確化 し、それを手順書により行う看護師の研修制度を新設		
② 医療事故に係る調査の仕組み を位置づけ		
③医療法人社団と医療法人財団の合併、持分なし医療法人への移行促進策を措置		
④介護人材確保対策の検討（介護福祉士の資格取得方法見直しの施行時期を27年度から28年度に延期）		
施行期日（予定）		
公布日。ただし、医療法関係は平成26年10月以降、介護保険法関係は平成27年4月以降など、順次施行。		

ペナルティを課すことはない」と説明しています。しかし、法に基づく基本方針などに沿っていくことで、病床削減に拍車がかかることは明白です。

静岡県では、障害者自立支援法に基づくとして、他県には見られない障害者の医療費の自己負担（一受診につき 500 円）がいまだに強いられています。県民大運動の要請行動のなかで川勝知事が自己負担廃止に同意しているにもかかわらず、県は制度に固執しており、せめぎ合いが続いています。2014 年度の県予算では、福祉医療助成費が 5 億 9000 万円も削減されましたが、障害者自己負担は 3 億 4000 万円の実現できるもので、この削減額を圧縮すれば実現できるものです。

2013 年の秋、静岡市は、静岡と清水の 2 つの市立病院を独立行政法人化（独法化）すると突如発表しました。特に静岡市立病院は、第三者機関の「経営形態最適化検討委員会」でこれまでに「公営企業法全部適用（全適）が望ましい」とされていたにもかかわらず、市は議会で「全適化は延期し、あらためて検討」と答弁していました。しかし今回は全適を飛び越えて一気に独法化するという乱暴な計画です。独法化に疑問を持つ市民が、拙速な独法化計画を撤回するよう求

めて声を上げはじめましたが、市は反対運動の拡大を恐れて、当初予定したよりも早め、2013年末に独法化方針を決定しました。

静岡市は、2017年に黒字の静岡病院を黒字転換させた後の2020年度以降に清水病院を独法化しようと、計画を急いでいます。これに対して、独法化によって医療格差が拡大したり、不採算医療の縮小など地域医療の中核を担う公立病院としての役割が果たせなくなったりすることを懸念する声が高まり、「市民の会」が立ち上がり、静岡市立病院を直営のまま存続させることを求める請願を行ってきましたが、市議会で否決されています。

5. 社会保障制度解体の進行、生活保護制度と公的保育制度の変質

2013年秋の臨時国会で生活保護制度が改悪され、国民が生活保護を受ける権利を大きく制限するものに変質しました。この改悪は、生活保護を、国が保障する責任から申請者の自己責任にするもので、申請書に書類提出を義務付けて追い返す「水際作戦」の合法化、扶養義務者に収入資産の報告を求めるなど、事実上、扶養を生活保護の要件にしています。しかし制度改悪に反対する国民の根強い運動により、「水際作戦はあってはならない」などの附帯決議を付けさせています。

「生活困窮者自立支援法」と併せて超低賃金のワーキングプア拡大する「自立支援プログラム」で劣悪な就労を強要しています。そのうえ生活保護受給者の状況を密告させるなど、市民を相互に監視させるための

「生活保護ホットライン」を設置して、保護申請や相談に行きづらい状況を作り出し、生活保護の抑制をねらっています。自民党の政策には、生活保護を「自助・共助」の自己責任の制度へと変質させることが明記されており、国民が生活保護を受ける権利から締め出そうとするものであることは明らかです。

県は、静岡県内には「ホットライン」が設置された自治体はないとしており、「相談があったらしないように指導する」「密告制度に効果はない。必要なのはケースワーカーの増員」と回答していますが、国民の最後のセーフティネットであり、社会保障制度の根幹を成す生活保護制度の拡充と、社会保障を受ける権利の侵害を許さない国民的な運動があらためて求められています。

2012年に「社会保障と税の一体改革」と併せて成立した「子ども・子育て支援新制度」の本格施行が2015年4月からはじまっています。「支援新制度」は、自治体の責任が子どもの保育時間の認定を行うだけに狭められるため、保育所探しが保護者の自己責任になりかねません。民間事業者が保育分野に容易に参入することができ、また自治体も保育所を廃止して民間に丸投げする動きが強まることが懸念されています。

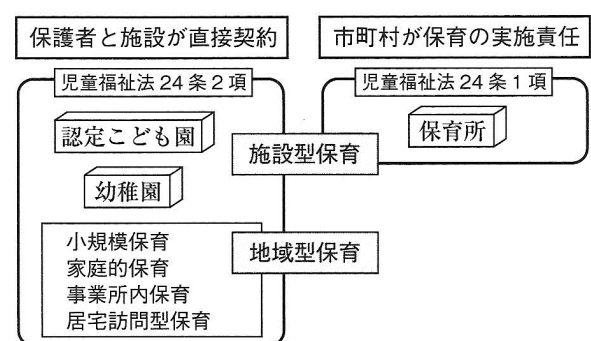
保育所以外の施設や事業（こども園や小規模事業所、預かり保育など）では認可基準も下がり、無資格者が保育に従事する可能性も指摘されており、子どもの権利を守り、育ちを保障す

生活保護関連2法案の課題

法案	内 容	課 題
生活保護法改正案	生活保護の申請書類に資産や収入を記入	窓口で受給申請を門前払いされる恐れ
	扶養義務のある親族に福祉事務所に説明を求めることができる	家族関係に問題を抱える人が申請をためらうことも
生活困窮者自立支援法案	生活困窮者に対し、生活保護に至らないよう相談対応	就労を迫られ、生活保護を受給できなくなる可能性
	自治体が学習支援や家計相談を実施	自治体により内容にばらつき

2013年10月16日 静岡新聞

図 子ども・子育て支援新制度のしくみ



「議会と自治体」2014年3月号より

る従来の公的保育制度の趣旨から 180 度反対を向いて、格差拡大を助長し、保育を儲けの道具とするものに変質させるものです。静岡県内における私立幼稚園のこども園への移行はわずか 14%。その要因について、県は「運営に不安があるため」と県議会で答弁しています。

2015 年 4 月、静岡市が原則全幼稚園・保育所を「幼保連携型認定こども園」に移行させることを決め実施しています。教育である幼稚園と、福祉である保育所を強引に一緒にする幼保連携型認定こども園を、わずかな期間で移行させたもので、現場で混乱も起きています。静岡市では、「保育教諭」を新設し、保育士と幼稚園教諭の移行、保育と幼稚園教育の統合を急いでいますが、制度の矛盾や従来の制度との齟齬も多く、制度そのものの理解もすすんでいないため、子どもと保護者にわかりづらく、保育士や幼稚園教諭にも大きな負担を強めています。

いっぽうで浜松市は、新制度移行を機に幼稚園を段階的に統廃合する計画を明らかにしましたが、住民の猛反発によって方針を事実上撤回する事態になるなど、県内各地で新制度施行をにらんだ動きと歪みが顕在化しています。

6. 県民の暮らし悪化、県政への関心の低下

消費税増税などの国民負担増と社会保障制度の解体など、道州制への移行に向けた動きが加速するなか、県民のくらしも悪化傾向をたどっています。静岡県が 9 月に発表した県政世論調査では、暮らし向きが「悪化した」と回答したのは 45.4%で、前年を 3.1 ポイント上回りました。その理由について「給料や収益が増えない、または減った」との回答が 59.5%と最も多く、次いで「税金や保険料の支払いが減らない、増えた」が 42.4%、「毎日に生活費が増えた」が 37.8%と続いており、14 春闘での賃上げが大企業中心にとどまっており、また、2014 年 4 月からの消費税増税が生活を直撃している実態が浮き彫りになっています。

また、日常生活の悩みや不安を「感じている」との回答が 75.9%と、4 年連続で 7 割を超えています。悩みの内容は「自分や家族の健康」59.9%、

「老後の生活設計」57.3%、となっているほか、「今後の生活費の見通し」も 50.1%と 5 割を超えるなど、県民の生活は非常に苦しくなっているとと言えます。そのいっぽうで「東海地震などの災害」と回答したのは 39.3%と、東日本大震災以降で初めて 4 割を切りましたが、これは災害に対する安心感が増したのではなく、前出のとおり、より身近な不安に直面しているためと考えられます。

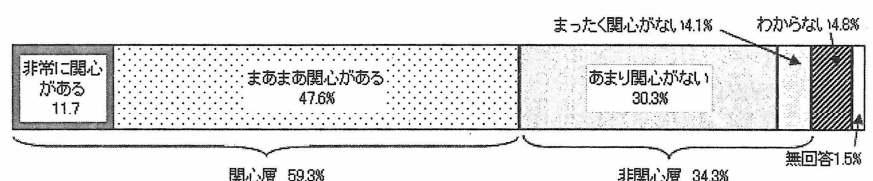
県政への関心度は、「非常に関心がある」「まあまあ関心がある」を合わせた関心層が

59.3%と、この 5 年間で初めて 6 割を切りました。反対に「あまり関心がない」「全く関心がない」の非関心層が 34.3%にもなっており、この 5 年間で最多となっています。関心の無い理

由については、「自分の生活に関係ないから」との回答が 19.7%にものぼっており、県政が自らの生活に密着していると感じられない層が増えていることは地方自治、特に住民自治にとって危



平成26年度 静岡県政世論調査 (速報値)
2014年9月10日 静岡新聞



県政への関心度 平成26年度「静岡県政世論調査(速報値)」より

機能的な状況であると言わざるを得ません。

国の「統計でみる都道府県・市区町村の姿 2014」によると、2011 年度の静岡県の県・市町の住民税は全国 8 位、固定資産税は 4 位など、財政力指数は 7 位で、依然として高水準を保っています。しかし、その使途を見ると、社会福祉費 44 位、民生費 45 位、65 歳以上の一人あたりの老人福祉費が 44 位、児童福祉費にいたっては全国最下位と、県民のくらしに直接かかわる予算はきわめて低水準となっています。

こうしたオール与党の県議会の下、県民本位でない県政が県民の政治への関心度を遠ざけ、また賃金格差の拡大とあいまって人口の流出という事態を招いていると考えられます。

7. 富士山の世界文化遺産登録、県政に及ぼす光と陰

富士山が世界文化遺産に登録されてから 3 度目の夏が終わりました。富士山に近い地域だけでなく、静岡県、山梨県のさまざまな場所で、「世界文化遺産・富士山」の文字と富士山の姿が踊る横断幕やポスター、ノボリが街を彩っています。しかし、世界文化遺産登録時に、富士山には大きな「宿題」が課せられていることは、意外と多くの県民に知られていません。それは、2016 年 2 月までに世界遺産センターに「保全状況報告書」提出を義務付けられていることです。

この宿題に対し、静岡・山梨両県は、協議機関でも検討をすすめています。しかし、両者の思惑の違いもあり、一致したとりくみになっていないという問題も指摘されています。2014 年の開

山でも、山梨県の観光戦略と静岡県の考え方の違いによって開山時期が異なるなどの実態もありました。また、トイレ問題など富士山の環境負荷を軽減させるための措置の課題も、十分な進捗とは言えない状況にあります。環境負荷軽減の課題にとって幸いだったのは、14 年は天候不順により、登山者数が昨年比で大幅に落ち込み、環境負荷対策の具体化なしに乗り切れたことですが、これも課題の先送りでしかないことは明白です。

さらに文化遺産登録が、ほぼ観光振興の道具になっているため、東富士演習場がオスプレイの飛行訓練の場となろうとしている文化遺産への逆行ともいえる実態に対し、何らの有効的なとりくみも見られていないことも大きな課題といえます。

これらの課題に一定の道筋を見出さなければ、いわば「仮免許」の世界文化遺産である富士山は、その称号をわずか 3 年で返上することになりかねません。

そうした事態にならないため、住民の立場からも静岡・山梨両県に具体的な取り組みを求めていくことがきわめて重要です。この立場から昨年 6 月に開催された「富士山世界文化遺産登録を考えるシンポジウム」などで明らかになった課題を、静岡県や関係自治体に提案し働きかけていくことが急がれています。

イコモスが指摘した主な富士山対策

- 上方の登山道の受け入れ能力(収容力)を研究し、その成果に基づく来訪者管理戦略を策定する
 - 上方の登山道およびそれらに関連する山小屋、トラクター道のための総合的な保存手法を定める
 - 噴火または火災の発生時において機能する危機対策計画が緊急に必要
 - 構成資産の内部およびその周辺において拡大しつつある構成資産間の関連性を妨げる開発に対する制御
- (1) 富士五湖畔の建築物、動力船、ジェットスキー、不適切な駐車
 - (2) 忍野八海の低層建築物
 - (3) 白糸ノ滝の完全性を弱める店舗や売店
 - (4) 三保松原の海岸防波堤
 - (5) 富士宮口5合目施設背面の景観と調和した修景
 - (6) 吉田口5合目施設のデザインの改善
 - (7) 多種多様な標識や看板
 - (8) 電柱
 - (9) 7、8月の登山道へ向かう自家用車
 - (10) 山麓に沿って厳格な開発制御

2014年2月13日 日本経済新聞

8. 浜岡原発再稼働と「原発ゼロ」、再生可能エネルギー普及をめぐる情勢

安倍政権が「原発ゼロ」を否定して、原発を「重要なベースロード電源」と位置づけ、原子力発電所の再稼働と海外への輸出する原発推進政策を強行するなか、国内の全ての原発が停止する状態を転換させるため、その先鞭をつけるための標的となったのが鹿児島県に立つ九州電力・川内原発です。原子力規制委員会は原発の早期再稼働のため、再稼働が比較的容易とされる川内原

発を優先的に審査してきました。しかし、2013年に策定された「新規規制基準」は、施設が基準に適合しているかを審査するに過ぎず、最も重要であるはずの住民の避難計画の策定やその内容は全く問われぬまま「合格証」が出されました。しかも、規制委員会自身が「(審査に合格しても)絶対に安全だとは申し上げられない」としているにもかかわらず、安倍政権は「合格証」を理由に川内原発を再稼働しようとしています。

各電力会社は、川内原発に続いて多くの原発の再稼働がねらわれていますが、そのなかには御前崎市の中部電力・浜岡原子力発電所も含まれています。中部電力は浜岡原発停止後にも、防波壁の建設を含む安全対策を完了して再稼働を申請することを公言していましたが、対策完了が2015年9月にせまるなか、14年2月に原子力規制委員会に事実上の再稼働を求める安全審査を申請しました。しかし、浜岡原発にかかる避難計画の進捗は0%のまま全くすすんでいません。

県のシミュレーションでは、31Km圏内の90万人の避難には28時間かかると想定されていますが、実際には道路等の損壊による渋滞などにより、避難完了までに2～3日はかかるとされており、現実的な避難計画が策定できないことは明らかです。

昨年6月に行われた県民世論調査では、浜岡原発の再稼働を「支持しない」が56.5%と過半数となり、「支持する」の24.6%を大きく上回っています。また周辺自治体の首長の多くは再稼働に否定的、または慎重な見解を示しており、15年9月に向けた住民の世論を盛り上げていく運動が求められています。

静岡県は、浜岡原発の原子力災害発生時の避難計画を含む、静岡県の防災・減災対策に向けた総合計画である「アクションプラン2013」を2014年5月に策定しました。県は第4次被害想定で東南海トラフを震源域とする地震を・津波をレベル1と2に区分し、南海トラフを震源とするマグニチュード9程度の巨大地震

であるレベル2では、約10万人の死者が出ると推定。2022年度末までの10年間で、犠牲者を8割減少させることを目標にハード・ソフトのとりくみを強化するとしています。

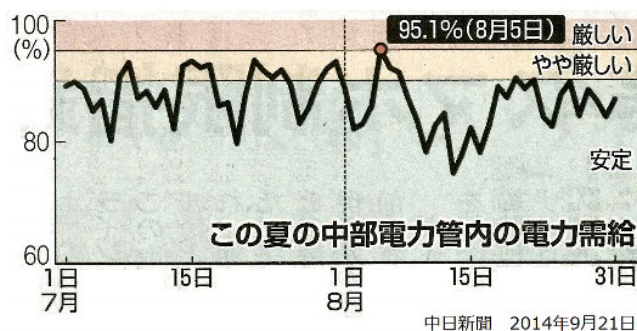
原発再稼働の動きが高まるなか、2014年5月に、ひとつの重要な判断が福井県で示されました。福井地裁は、関西電力の大飯原発の運転差し止めを求めて住民が訴えた裁判で、福井地裁は「生存を基礎とする人格権は憲法上の権利であり、法分野において最高の価値を持つ」と述べ、「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失である」「極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と、電気代が高い・低いの問題とを並べた議論の可否を判断すること自体、法的には許されない」と断じ、運転差し止め請求を認めました。

浜岡原発停止3年 周辺11市町の首長の考え		
	問：住民の安全を考えた時、中部電力の安全対策や国・県の原子力災害対策で不十分な点は何か	問：原子力規制委員会が新規規制基準への適合性を確認すれば再稼働を認めるか
御前崎市 石原茂雄市長	避難時に使う道路や橋りょうの耐震化、避難先の確保を進める必要がある	現時点で何とも言えない
牧之原市 西原茂樹市長	避難時のスクリーニングポイントや避難先の確保は困難	再稼働すべきでない
掛川市 松井三郎市長	福島第1原発事故の検証、広域避難計画の策定、使用済み核燃料の乾式貯蔵施設の建設が済んでいない	万全な安全対策が完了し、市民の納得が得られなければ、再稼働できない
菊川市 太田順一市長	原子力規制委員会による新規規制基準への適合性審査で判断される	現状では市民の理解が得られない
磐田市 渡部 修市長	原発事故に対する不安解消、住民の避難対策、津波対策の防潮堤の高さや強度が不十分	今の段階では認められない
袋井市 原田英之市長	福島第1原発事故の処理ができない限り、浜岡原発も安全とは言えない	現段階では議論は深まらず、議論のテーブルには乗らない
島田市 染谷綱代市長	浜岡原発は想定震源域にあり、安全対策で安全・安心を担保できると言い切れない。避難計画も策定が難しい	現状では事実上難しい
藤枝市 北村正平市長	福島第1原発事故を収束させ、国民の安心を得ること。浜岡原発の安全対策は誰もが納得できる形で検証が必要	地域住民の合意、関係周辺市町の同意・理解が得られない限り、あり得ない
焼津市 中野弘道市長	現時点では判断できない	現時点では判断できない
吉田町 田村典彦町長	浜岡原発は想定震源域にあり、住民の安全確保は難しい	認めない。廃炉にすべき
森町 村松藤雄町長	福島第1原発事故が収束していない中、浜岡原発の安全対策に住民の理解を得るのは難しい	議論・判断は時期尚早

2014年5月15日 静岡新聞

静岡県は、太陽光・風力発電を中心に、再生可能エネルギーの普及を進めています。特に太陽光については、浜松市が全国トップクラスの日照時間など有利な点があり、また 2012 年から始まった電力 FIT（固定価格買取制度）の効果もあって、導入が大幅に増加しています。2013 年 6 月末時点で、当初目標としていた設備容量 30 万 kW を超える 35.6 万 kW を達成し、2020 年度末の達成目標を 90 万 kW に大幅に引き上げています（2015 年度に 110 万 kW に再度引き上げを計画）。また風力発電も 2012 年度末には当初目標の 14 万 kW を超えており、現在は 2020 年度末までに 20 万 kW に目標を引き上げています。いっぽうで、太陽熱利用やバイオマスエネルギー発電・利用などについては遅れや停滞が出ているとしています。また、太陽光発電ではメガソーラーの誘致など大規模発電が重点施策となっていますが、エネルギーの地産地消と地域経済の活性化と循環の観点から、県内企業や住民参加型の再生可能エネルギー普及のとりくみが求められています。また 2014 年 9 月、九州電力が 10k W 以上の新規契約の回答を保留する意向という報道がされるなど、電力送発電の自由化と原発の再稼働をにらんで、電力会社各社が再生可能エネルギーの比率を高める流れに逆行する動きを見せ始めていることに注意が必要です。

浜岡原発の再稼働が予断を許さない状況のなか、富士市の旧日本製紙工場跡地に、中部電力と日本製紙、三菱商事が計画する、首都圏などへ電力供給するための新しい石炭火力発電建設が着工されました。建設計画に反対する住民グループが調査をしたところ、景観や環境への不安から、現地周辺地域の住民の 9 割が反対しており、反対署名も多数寄せられています。市議会でもまともな議論もされないままの着工となり、市民からは大きな怒りや疑問の声が上がっています。



中日新聞 2014年9月21日

9. 静岡空港と空港新駅計画をめぐる動き

開港から 6 年を迎えた富士山静岡空港は、最も搭乗者数が落ち込んだ 2011 年度の 41 万人は上回ったものの、開港時の目標 138 万人どころか、現在の目標である 70 万にも到底及ばない 46 万人足らずに留まっています。県は有効な対策を立てることもできないにもかかわらず、空港への巨額の税金投入をやめようとしません。川勝県政がすすめる 8 年間の総合計画（当初は 10 年間）の「後期プラン」では、静岡空港を「災害時の拠点として活用する」ことなどを理由にいっそう活用する。つまりは税金を投入していく姿勢がうかがえます。また 13 年度には、指定管理者だった空港ターミナル施設を県の直営としましたが、これはターミナル施設の運営を今後、民間委託するためのものであると見られており、後期プランには「公共施設等運営権に基づく民間主体の空港経営への移行に向けた検討」と謳われています。



2014年6月4日 静岡新聞

静岡空港直下に東海道新幹線の新駅を建設する計画があらためて浮上しています。川勝知事は「静岡空港の利便性拡大、災害対応のため」として空港新駅建設に向けて意欲を示していましたが、2014 年 7 月には自民改革会議の県議を中心に空港新駅設置推進の議員連盟が設立されたことをうけ、県として昨年 9 月の補正予算で空港新駅設置に向けた調査費を計上しました。いっぽうで、昨年 6 月に就任した JR 東海静岡支社の新社長は、掛川駅からわずか 15Km しかない場所に新駅

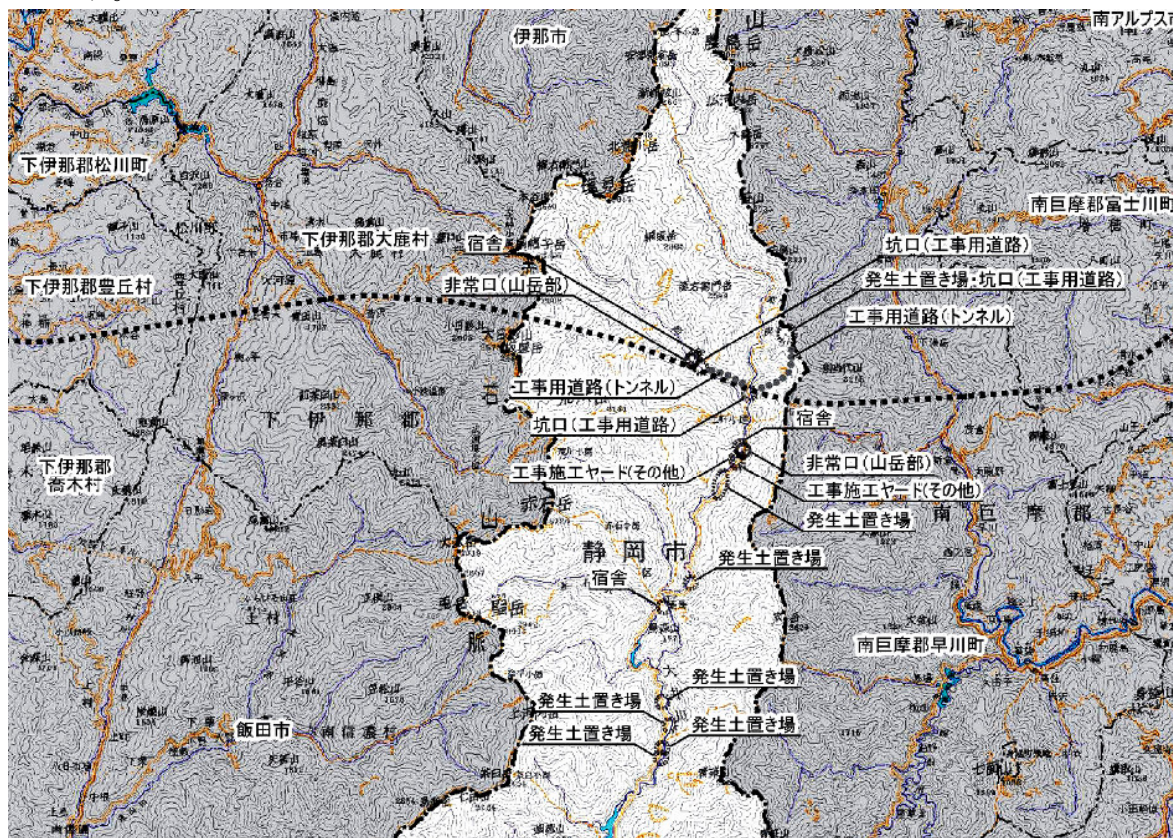
を設置することの非合理性や地質・地形的に工事が困難であることから、「新駅を造る考えがないのは一貫している。全く変わっていない」と主張するなど、新駅推進派との意識は大きく乖離したままです。

静岡空港と空港新駅問題は、今後の静岡県政の大きな課題として世論を高めていく必要があります。

10. リニア中央新幹線計画の県内への影響と住民運動の高まり

1 昨年、JR 東海が具体的なルートや建設予定を公表したことで、現実性が高まっています。いっぽうで、建設工事に伴う自然環境や住民生活への影響など、さまざまな問題点が指摘されるようになっていきます。

JR 東海のリニア中央新幹線計画では、東京・品川から名古屋までの約 286Km のうち 86% がトンネルという、きわめて難度の高い工事となっています。静岡県内に駅が造られることは



JR東海のリニア中央新幹線建設についての静岡県内の工事にかかる計画

(環境影響評価準備書(静岡県)) から抜粋

ありませんが、静岡市の最北に近い南アルプスの地下を 22Km にわたって通過する計画となっています。この工事で発生する残土は約 5860 万 m^3 (東京ドーム 46 杯分) にもおよぶと試算されており、静岡県には、そのうちの 360 万 m^3 の残土が置かれるとされています。この残土の置き場とされている標高 2000m の扇沢などは、地震や大雨による土砂崩れや土石流が発生する恐れがあると指摘されており、住民や環境への影響も懸念されています。

地下のトンネル工事により、地下水などへの影響も心配されています。特に大井川では、この工事による毎秒 2t (1 日 17 万 t) と、17% もの水量が減少すると予想されており、流域の住民生活や漁業等への影響が懸念されています。

さらに、着工から完成までの 10 年以上にわたって工事現場には膨大な数の工事用車両が、毎日絶え間なく走り続けることになるため、周辺住民の健康や安全も危惧されています。

環境破壊に伴う別の問題も懸念されています。2014 年 6 月、ユネスコは、静岡市など 10 市町村にまたがる南アルプスを「ユネスコ エコパーク」に登録しました。そのため、リニア中央新

幹線による環境汚染などに対する課題はさらに山積することになります。

また、地下深くを非常に高速で走行するために災害時などの乗客の安全性が指摘されていること、従来の新幹線と比べてもきわめて大きな電力を必要とすることから原発再稼働と一体となつてすすめられている問題などが指摘されているほか、9兆円とも言われる工事費をだれが負担するのか、税金は投入されないのかなど、「そもそも」の根本的な疑問に対しても十分な答えが示されていません。また、大阪までの延伸工事が完了するとされる2045年には、日本の人口が約3000万人減少すると予測されているにもかかわらず、需要予測では現在の東海道新幹線の1.5倍が見込まれているなど、計画の採算性にも強い疑問が示されています。さらにリニア中央新幹線が開通することによって、現在の東海道新幹線がその役割を大きく後退させ、利用者的大幅な減少による運行便数の減少とともに、静岡県がいわば「裏街道」になってしまうなど、県内への影響も避けられません。

多数の問題点を抱えるリニア中央新幹線計画は「白紙撤回すべき」という声が住民のなかから強まっています。しかし、住民の声や関係自治体からとして上げた意見に対し、JR東海は「環境への影響の低減に努める」「今後対応を検討していく」など、抽象的な回答に終始しています。にもかかわらず、国土交通省はJR東海に対して工事着工を認める決定をしており、JR東海は建設を強行する構えを崩していませんが、これらの問題点を受け、当初2014年秋にも工事着工するとしていた計画を断念。2014年内の着工も難しい状態となっています。

リニア新幹線問題は、自然環境や住民生活への影響が極めて大きいにもかかわらず、周辺地域の住民や専門家の意見などをほとんど聞き入れず、また国もJR東海も、影響の大きさを住民に知らせないまま既成事実化しようとしています。自然環境、住民生活、経済への影響が懸念されるなかで、巨額の工事費をかけてまでリニア中央新幹線を建設する必要があるのかをきちんと住民に問うことが、地方自治の課題としていま求められています。

11. 「戦争する国づくり」のためにオスプレイ配備し、海外派兵型の基地に

安倍政権の集団的自衛権行使容認の閣議決定が行われた後、日米政府は昨年10月に新たな「ガイドライン」改定の中間報告を行いました。このなかでは米軍への武器・弾薬の提供や戦闘機への空中給油などの対米支援拡大などを含め、米軍とともに海外で戦争する国に向けて、米軍と自衛隊の一体化、共同作戦態勢をさらに強化しようとしています。

その一環として全国で展開されようとしているのが、V-22「オスプレイ」シリーズの配備と飛行訓練です。オスプレイはヘリコプターと同様に垂直離着陸機ですが、飛行モードに転換させることでヘリコプターよりも高速に長い距離を飛ぶことができます。この構造を採っているため、オスプレイには飛行中にエンジンが停止した場合に安全に着陸できる自動回転（オートローテーション）機能がないという構造的欠陥を抱え、「最も危険な航空機」とさえ言われています。オスプレイは、沖縄への配備が2012年に強行された後、沖縄県内では市街地上空の飛行はもちろん、22時以降の夜間飛行も常態化しています。米軍による危険な訓練の中止に対し、日本政府は負担軽減を口実に全国各地に訓練を移転させようとしています。これは従来の戦闘輸送ヘリ（CH46E）よりも格段に航続距離が長いオスプレイの運用に際して米軍がもともと想定したものであり、沖縄の負担軽減は後付けの口実でしかないのは明らかです。

オスプレイの飛行訓練には、全国 7 本のルートで行われる低空飛行などの各種訓練が挙げられていますが、その本土訓練に使用するとされているのが山口県の岩国基地、そして御殿場市、裾野市、小山町にまたがる東富士演習場にある米軍基地「キャンプ富士」です。2014 年 7 月、オスプレイの全国展開の開始とともに米海兵隊の MV-22 が厚木基地からキャンプ富士に飛来。しかもこのときには、オスプレイの「安全宣言」の日米合意に反して、住宅街をヘリモードで飛行しているのが目撃されています。

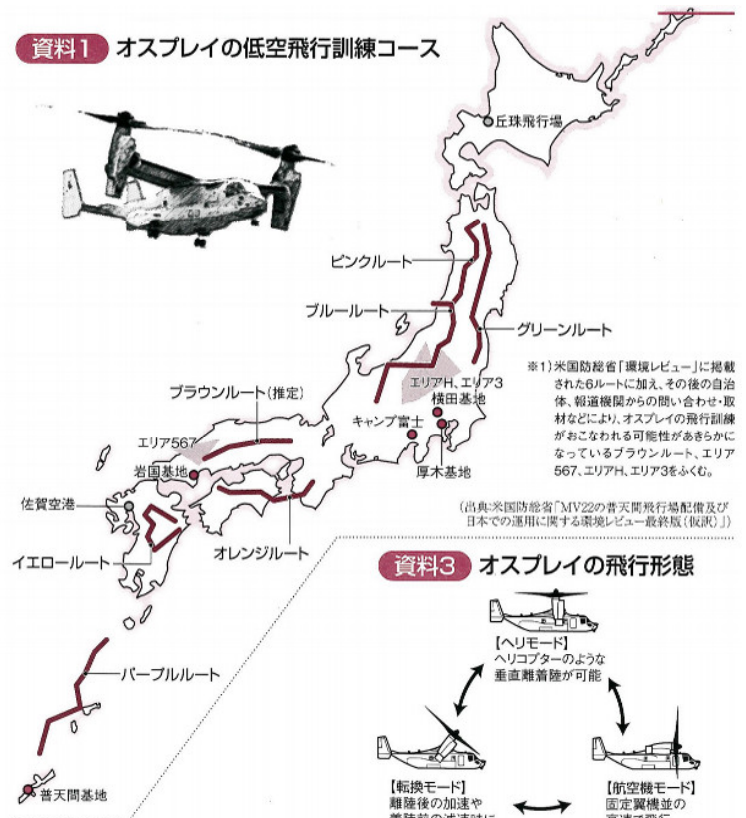
訓練を行うということは、基地の恒久化につながるものであり、地元と国の間で交わされている「東富士演習場全面返還の方針を堅持することにより、東富士演習場において日米共同訓練を恒常化し、日米共同演習場化しないことを確認する」といった合意に、明らかに反するものです。御殿場市長は、基地恒久化につながるオスプレイの飛行訓練基地化に対して「信頼関係を損なう。突然オスプレイが飛来するような

ことはあってはならない」と懸念を示し、また静岡県の

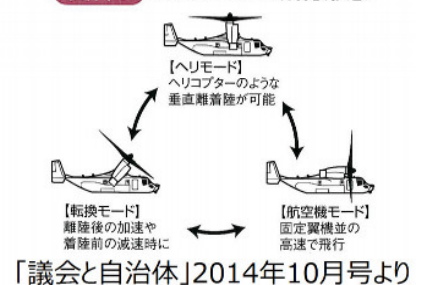
川勝知事も「地元無視で一方的だ」との見解を述べています。

いま安倍政権は、自衛隊へのオスプレイ導入を急速にすすめようとしています。これは「島嶼防衛」などのために水陸機動団（海兵隊）を大幅に強化して、米軍との共同行動を強めていこうとしています。米軍だけでなく、自衛隊にも多くのオスプレイが配備されていけば、基地周辺や飛行ルート近辺での危険はいっそう高まります。いま全国の自治体で「オスプレイ配備反対」の一点での共同が広がり、静岡県でも「富士の麓にオスプレイは要らない」と住民が広範な運動が続いています。オスプレイ導入と日米同盟の深化のねらいをつかみ、地方自治体と住民が共同して配備撤回、全国的訓練の中止を求める運動が求められています。

資料1 オスプレイの低空飛行訓練コース



資料3 オスプレイの飛行形態



「議会と自治体」2014年10月号より

12. 2年連続で「実施要領違反」の学力テスト結果公表問題

2013 年の全国学力テストで、一部教科において静岡県が全国最下位となったことを受け、2013 年 9 月、川勝知事は上位 100 校（実際の公表は 86 校）を公表しました。しかし、学力テストの実施要綱では自治体別・学校別の成績公表を禁止しており、これに違反する結果公表が大きな問題となりました。

教育現場では、学力テストでの順位を上げるため、異常な「テスト対策」に労力を注ぎ込んできました。過去に出題された試験問題を解かせる「テスト慣れ」を全校で何度も実施させる学習塾のような対策を行う自治体があいつぎ、なかには小学校 6 年生の学力テスト対策として、小学校 5 年生の夏休みの宿題に小 6 の過去問題の実施を課す自治体もありました。

これらの異常な対策により、2014 年の静岡県の学力テスト結果は 13 年を上回りました。ところが県教育委員会は、市町の教育委員会の同意を得ずに県に調査結果のデータを提供。それをもと

に川勝知事は、県教委および市町の教育委員会の同意を得ずに独断で学力テスト結果（小学校の市町別正答率、上位校の校長名）を公表しました。

これに対し、全教静岡、新婦人静岡などが「実施要領違反」で抗議。また、沼津市長は「公表はルール逸脱。数字の一人歩きを恐れている」と述べたほか、県校長会会長は「市町間のおかしな競争意識や序列化につながる」、県内の教員から「数字だけの公表が続けば、即効性のあるテスト対策に頼る恐れがある」との懸念も聞かれるなど、県内はもとより県外からも多くの抗議や疑問の声が上がりました。

文部科学省の下村大臣も「知事であれば何でも権力で公表できると勘違いしている」と批判。これに対して川勝知事は、「学力は教員次第」と決めつけ、他の要因をほとんど考慮しない従来の姿勢に固執し、「何のための調査か」と反論しています。ところが加藤県教育委員長は「政治家が信念を持ってやることに『してはいけない』とは言えない」などと発言。全教静岡などは「県教委は政治的中立性を放棄し、調査結果データを知事に提供し、独立性・信頼性を損ねた」と強く抗議しています。

全国学力テスト結果公表をめぐる見解の相違	文部科学省		川勝平太知事
	公表の在り方	都道府県別の公表は結果として、格差は正につながっているが、市町村別や学校別と同様に論じられない	調査結果の公表は義務。公表せずに地域間格差の解消は難しい
	都道府県別結果公表	実施要領に公表すると記載しているので、都道府県の同意は得ている。国の説明責任を果たすため公表	都道府県別結果を公表した結果、格差が正されていると文科省は言っている。都道府県の同意を得ていない
	ルール違反の罰則	実施要領には罰則の概念がないため、過去に指導をしていない	2013年度に校長名を公表したが、指導や罰則はなかった。秋田県でも過去に知事が市町村別結果を公表
	教育委員会の同意	知事に調査結果データを提供する際は、実施要領順守の確認が必要になっている	県教育委員長から「お任せします」と一任され、調査結果データの提供を受けた

2014年9月6日 静岡新聞

全国学力テストについて、文科省はこれまで市町村別・学校別の成績公表を禁止してきましたが、一部自治体の要望に押される形で公表が解禁され、市町村教委は学校別結果の公表が、都道府県教委も市町村教委の同意があれば、市町村別と学校別を公表できるようになっています。ただし公表する場合は、平均正答率などの数値だけでなく、結果の分析や改善策もいっしょに公表するよう定め、一覧表や順位付けも禁じていますが、これは「過度な競争をあおる」ことや「学校や市町村の序列化につながる」ことが懸念されているためです。

しかし、学テスト結果の公表を加速させかねないのが、首長の関与が決定的に強まる 2015 年 4 月からの教育委員会制度の改悪です。全国学力テストの実施要領に基づくというだけでなく、教育の本来の目的から逸脱し、結果だけを求める学力テストの在り方そのものを議論の中心にクロージアアップさせていくことが求められています。

Ⅱ、2014年度 事業・活動報告

1、研究・事業活動

1) 地方自治体に関する研究・学習会・セミナー等の開催はできませんでした。

- ・2015年4月に一斉地方選挙(静岡県議会議員選挙 市町議員選挙)が行われるため、静岡県政や市政、町政の問題点や政策についての研究は、具体的な取り組みまでには至りませんでした。また、理事の皆さんの専門性を活かした研究活動も出来ませんでした。
- ・リニア中央新幹線問題については、引き続き、影響を受ける地域・住民と共同で、8月に島田市で約50名の参加で学習会を開催しましたが、その後の取り組みも弱く、具体的な検証・研究までには至っていません。なお、3月に国会で開催された「沿線住民の集い」に参加しました。引き続き、現地調査や関係する他県との交流が重要になっています。

また、『富士山世界遺産』を考える講演とシンポジウムを、東部地域の会員等の協力を得て、6月21日に富士市で約40名の参加で開催しました。そして、そのシンポジウムの成果を、10月に開催された、第18回静岡地方自治研究集会での分科会や1月に静岡県知事あてに要請書(政策提案)を提出し、担当課との交渉も行ってきました。

- ・各地域における地方自治の研究活動を支援し、援助することはできませんでした。

2) 第18回静岡地方自治研究集会を住民団体と共に開催しました。

10月18日(土)静岡労政会館等を会場に、『生かそう! 憲法、守ろう! 住民自治』をメインテーマに、自治体労働者、住民等110余名が参加しました。

記念講演は、鈴木浩福島大学名誉教授が、『地域の再生と自治体の役割―東京電力福島原発災害と復興政策の在り方』と題して講演しました。また、基調報告を小泉治事務局長が提案し、午後から6つの分科会が行なわれました。

今回は、これまで学習会等を取り組んで来た、リニア問題と富士山世界文化遺産問題の分科会を新たに設けました。まだまだ取り組みが不十分な点もありますが、多岐にわたるそれぞれの分野について、討論していくことの重要性を認識しました。

なお、自治体労働者の参加が少ないことや市民への参加の訴えが弱い事も反省しなければなりません。

3) 所報の発行は、まとめて1回のみ発行(2015年3月)となりました。

今後は、総会や学習会等の開催後に速やかに発行するように心がける必要があります。なお、会員からの投稿はありませんでした。

4) 共同・交流の促進

- ・静岡自治労連加盟単組・自治研推進委員との共同は、自治研集会で実行委員会の中で連携をして来ましたが、自治労連からの参加が少ないことを克服する必要があります。
- ・自治体問題研究所と地方自治研究機構との共同を強めます。

「住民と自治」、「自治と分権」の読者拡大については、実現できませんでした。自治体学校 in 仙台には静岡県内から27名人が参加しました。

- ・県内市民・住民団体との共同は、進みませんでした。又、講師の紹介等については依頼もありませんでした。

2、理事会・事務局体制の充実、組織の拡大・強化

- 1) 理事会は、年2回しか開催できませんでしたが、自治研集会の実行委員会開催に併せて打ち合わせを行ったり、事務局会議を開催して対応を協議しました。しかし、理事の補強は出来ず、理事会への出席率の改善は図られませんでした。事務局体制も強化が出来ませんでした。
- 2) 会員は、現在、団体会員12団体、個人会員94人（5人退会、2人入会 2015年5月31日現在）です。退会の理由は、「年を取り活動等が出来ない。」「直接地方自治の仕事にかかわりが無くなった。」等でした。
一方で、リニア新幹線問題への取り組みや富士山世界文化遺産のシンポジウム等に取り組む中で、入会もありました。
- 3) 会費の納入については、100%納入をめざしましたが、約半分の納入でした。（2014年度の会費未納会員は57人）なお、長期末納の会費も増えています。そこで、過年度の未納者については、2014年度の会費納入と併せて所報送付と共に依頼してきました。

会費の納入状況と支出状況（2015年5月31日現在）

納入状況

団体 10団体（昨年 10団体） 未納 5団体（昨年 2団体）
個人 64人分（昨年 54人） 未納 30人（昨年 49人）

会費の納入については、100%納入をめざし、所報送付時に会費未納状況を掲載し「払票」を同封し、お願いしました。その結果、2014年度の納入者の中で過年度の会費納入や2015年度分を納入していただきました。しかし、2014度の納入率は全体で69.1%です。その内訳は、団体会員が76.9%、個人会員が68.0%でした。昨年より若干改善がされつつありますが、団体会員の減年度の未納と個人会員の未納が相変わらず多くなっています。なお、長年の未納会員については、納入依頼の中で退会を希望する場合は、過年度の会費の納入をお願いし、退会の有無を「払票」に書いていただきました。

支出状況

事業費（所報等）が、支出の85.1%（昨年 51.4%）を占めました。又、予算額を31,913円増となりました。これは、リニア新幹線問題、富士山文化遺産問題での取り組みを進めたことが大きな原因です。又、富士山文化遺産問題でシンポジウムの開催経費は、静岡自治労連の特別会計（地方自治研究所会計）から支出していただきました。

総会費、資料費、事務費は、14.8%（昨年 34.5%）でした。
また、理事会の交通費や第18回静岡地方自治研究集会の経費については、静岡自治労連の特別会計（地方自治研究所会計）から負担していただいています。

3、活動日誌（2014.6.1～2015.5.31）

6月 4日（水）18:00～20:00 第18回静岡地方自治研究集会
第2回実行委員会 県評会議室

6月21日（土）13:30～16:30 富士市ロゼシアター
富士山世界文化遺産を考える講演とシンポジウム 50名参加

7月 5日(土) 13:00～16:30 静岡県男女共同参画センター あざれあ
 第18回静岡県地方自治研所総会 30名参加
 7月23日(水) 18:00～20:00 第18回静岡地方自治研究集会
 第3回実行委員会 自治労連会議室
 7月26日(土)～28日(月) 仙台市
 第56回自治体学校 in 仙台 静岡県からの参加者 27名
 8月17日(日) 13:00～ プラザおおるり(島田市)
 リニア新幹線を考える学習・講演会 84名参加
 9月 9日(火) 18:00～20:00 第18回静岡地方自治研究集会
 第4回実行委員会 県評会議室
 10月 1日(水) 18:00～20:00 第18回静岡地方自治研究集会
 第5回実行委員会 県評会議室
 12月15日(月) 18:00～20:00 第18回静岡地方自治研究集会
 第6回実行委員会 県評会議室
 3月19日(木) 18:00～20:00 第1回理事会 自治労連会議室
 4月22日(水) 18:00～20:00 事務局会議 自治労連会議室

2014年度;会計報告(案) (2014.6. 1～2015.5. 31)

収入総額	245,260
支出総額	231,221
差 引 額	14,039

<収入>

項 目	予算額①	収入済額②	予算比②-①	内 容
会費	245,000	158,000	-87,000	
個人会員	200,000	138,000	-62,000	会費年額2000円×64人(過年度会費納入額含む。)
団体会員	45,000	30,000	-15,000	会費年額3000円×10団体(過年度会費納入額含む)
事業収入	1,000	0	-1,000	
寄付金	1,000	0	-1,000	
雑収入	15,299	49,559	34,260	自治研集会立替支出に対する自治労連からの負担金及びメール便立て替え代金、利子
繰越金	37,701	37,701	0	
合計	300,000	245,260	-54,740	

<支出>

項 目	予算額①	支出済額②	予算比②-①	内 容
事業費	165,000	196,917	-31,917	富士山、リニア等の交通費、所報送付料、調査費用等
総会・理事会	30,000	14,522	15,478	総会費用
図書・資料費	15,000	14,552	448	議会と自治体 書籍等
基金積立金	50,000	0	50,000	
事務局費	30,000	5,230	24,770	封筒印刷 振込み手数料等
備品費	0	0	0	
予備費	10,000	0	10,000	
合計	300,000	231,221	68,779	

基金会計報告

項目	積立額	積立年度	備考
基金積立金	50,000	1998年(自治労連)	
	50,000	1999年(自治労連)	
	50,000	2000年	
	50,000	2001年	
	50,000	2002年	
	50,000	2003年	
	50,000	2004年	
	50,000	2005年	
	50,000	2006年	
	2,678	2007年(預け替に伴う利子)	
	50,000	2007年	
	50,000	2008年	
	50,000	2009年	
	50,000	2010年	
	-678	2010年の雑収入とする	
	50,000	2012年	
	50,000	2013年	
合 計	752,000		

研究所財産目録

品目	金 額	購入年月日
HPコンパックDD330CT	189,000	03. 6.23
パソコンHPLE19OWM	97,650	13. 9.10

2015年7月2日

理事長 三橋 良士明 様

會計監事

木村哲

會計監事

菊池智博

なお、会費の未納者の納入については、努力の成果が見受けられますが、なお一層納入率を上げるように努力して下さい。また、長期に渡って、未納の会員については、継続の有無を確認し、対応することを検討して下さい。

Ⅱ 2015年度 事業・活動方針

1、研究・事業活動

1) 地方自治体に関係する研究・学習会・セミナー等を開催します。

- ・2015年度は、一斉地方選挙(静岡県議会議員選挙 市町議員選挙)が行われましたが、引き続き静岡県政や市政、町政の問題点や政策についての研究を行います。また、理事の皆さんの専門性を活かした研究活動を強めます。
- ・リニア中央新幹線問題について、引き続き、影響を受ける地域・住民と共同で、検証・研究していきます。また、現地調査や関係する他県との交流を深めます。また、「富士山世界遺産」についても今後、政策提案をめざして、引き続き協議します。
- ・国民健康保険都道府県化が決められようとしているが、2018年度にむけて「都道府県国民健康保険運営方針」の策定が義務づけられることになります。都道府県化で国保料はどうなるのか、どのような課題が出てくるか、問題点や政策的課題について研究をすすめます。2015年度の重点課題の一つとして取り組みます。案として以下提案します。
第1回 9月 国民健康保険の現状と国の方針 講師:長友薫輝(三重短期大学)
第2回 10月 各市町の実態と対応策(東、中、西の自治体からの報告)
第3回 11月 静岡県の方針と対応(静岡県国民健康保険課に依頼)
第4回 12月 国民健康保険の県移管に対する提言(まとめ)
- ・国保の県移管とともに、医療介護総合推進法と「新公立病院改革ガイドライン」によって医師不足を理由に病院の統廃合が進むことが予想され、地域医療を守る取り組みの強化など保育の問題も含めた医療介護福祉の分野での自治体の動向を把握し住民の立場からの研究と対応が求められます。
- ・指定管理者制度は、「公の施設のより効果的・効率的な管理をおこなうため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や経費の節減を図ることを目的に導入されましたが、県としても公契約条例の検討を言及している中、より良い住民サービスの確保、適正な賃金・労働条件を実現させるための提言づくりと自治体へ改善を求める活動をすすめます。
- ・地域経済の再生にむけて地域の実態、地域の具体的な変化を把握することに務め、プロジェクトで自治体支援策など研究をすすめます。
- ・各地域における地方自治の研究活動を支援し、援助します。

2) 第19回静岡地方自治研究集会を住民団体と共に開催します。

日時 9月26日(土) 10:00~16:30

場所 静岡労政会館会議室・ALWFロッキーセンター 静岡市葵区黒金町

内容 記念講演と分科会・講座

3) 所報の発行 最低年3回(8月、11月、4月)の発行を目指します。

投稿の促進を図ります。そのために早目に次に発行を予定する所報の重点ポイントをお知らせし原稿を寄せてもらうように工夫します。

4) 共同・交流の促進

- ・静岡自治労連加盟単組・自治研推進委員との共同を強めます。
- ・自治体問題研究所と地方自治研究機構との共同を強めます。
「住民と自治」、「自治と分権」の読者拡大を図り、自治体学校、自治体セミナーへ

参加します。

・県内市民・住民団体との共同や講師の紹介・派遣を行います。

5) 来年度第20回目を迎えますが、記念すべき20周年目にふさわしい事業について検討・準備をすすめます。

2、理事会・事務局体制の充実、組織の拡大・強化

1) 理事会は、年4回開催します。(9月、12月、2月、5月) なお、理事の補強と体制強化のため、研究者と各種団体への働きを強めます。また、理事会への出席率を高め、事務局体制の強化も図ります。

2) 会員の拡大 現在、団体会員12 個人会員97人(2014年5月31日現在)ですが、会費の長期未納と会員の退会傾向が見受けられます。そのため、引き続き団体会員・個人会員への加入の働きを強め、団体会員15 個人会員110人を目指します。

特に、第19回静岡地方自治研究集会の実行委員会参加団体で、加入していない団体(民商、生健会、新婦人等)への働きかけを強めます。また、個人会員も、それぞれの参加者や市議会・町議会議員への働きかけと、自治体労働者の会員拡大を強めます。

3) 会費の納入 100%納入をめざします。又、過年度の未納者については、所報送付と共に依頼します。なお、長年未納の会員については、引き続き会員として継続の有無を調査し、納入の意思がない場合は、退会とします。

2015年度会計予算（案）（2015. 6. 1～2016. 5. 31）

<収入>

項 目	予算額	2014年度決算額	内 容
会費	245,000	158,000	
個人会員	200,000	128,000	会費年額2000円×100人
団体会員	45,000	30,000	会費年額3000円×15団体
事業収入	1,000	0	図書、パンフ販売等
寄付金	30,000	0	自治労連からの補助・カンパ等
雑収入	9,961	49,559	預金利子等
繰越金	14,039	37,701	前年度より
合計	300,000	245,260	

<支出>

項 目	予算額	2014年度実績額	内 容
事業費	200,000	196,913	研究会、所報、調査費用等
総会・理事会	20,000	14,522	総会・理事会通知ほか
図書・資料費	15,000	14,552	定期購読雑誌、ほか
基金積立金	50,000	0	
事務局費	5,000	5,230	文具、郵便料、振り込み手数料等
備品費	0	0	パソコン購入
予備費	10,000	0	
合計	300,000	231,217	

2015年度静岡県地方自治研究所：役員

役職名	氏名	所 属	備 考
理事長	三橋 良士明	静岡大学名誉教授	留 任
副理事長	阿部 浩基	弁護士・静岡合同法律事務所	留 任
副理事長	林 克	静岡自治労連執行委員長	留 任
副理事長	川瀬 憲子	静岡大学人文社会科学部教授（経済学科）	留 任
副理事長	酒井 政男	元 静岡県議会議員	留 任
理 事	恒川 隆生	静岡大学法科大学院教授（行政法）	留 任
理 事	水谷 洋一	静岡大学人文社会科学部教授（経済学科）	留 任
理 事	児玉 和人	静岡英和学院大学短期大学部講師	留 任
理 事	寺尾 昭	静岡市議会議員・元静岡県職員	留 任
理 事	村山 俊一	静岡県保険医協会事務局長	留 任
理 事	小林 登	静岡県評事務局次長	留 任
理 事	岡村 哲志	原発センター事務局長 日本共産党県議団事務局	新 任
理 事	遠山 陽一朗	静岡県民主医療機関連合会事務局次長	新 任
理 事	小泉 勇	静岡自治労連顧問 元静岡市職員	留 任
理 事	関本 晴雄	元静岡市職員	留 任
理 事	照井 健	静岡県職 静岡県職員組合副委員長	留 任
理 事	矢入 静夫	農民運動静岡県連合会	留 任
理 事	岡村 雄馬	全日本年金者組合静岡県本部事務局長 元静岡県職員	留 任
理 事	志田 剛	静岡地方自治研究所事務局	新 任
事務局長	小泉 治	静岡自治労連書記長	留 任
会計監事	木村 哲	静岡県政を考える会 元静岡県職員	留 任
会計監事	菊池 智博	静岡自治労連 元書記長	留 任

編集後記

- 2015年6月よりこれまで事務局で頑張ってこられた岡村氏に代わって志田が事務局を担当することになりました。代わってすぐに地方自治研究所の総会があり、いろいろ不慣れもあり、皆様にご迷惑をお掛けしますが、どうぞよろしくお願い致します。戦争法案を廃案にするたたかいのさなかですが、9月26日には第19回の静岡地方自治研究集会も予定されています。
- 6月に会員の皆様には7月5日の地方自治研究所の総会議案をお送りし、あわせて「総会の開催と会費納入について」(ご案内とお願い)の文書を同封し、会員の皆さんごとに、会費の納入状況をお知らせし、納入のお願いもしましたが、肝心の「払込取扱票」の同封をしないまま、送付してしまいました。

今回あらためて同封しました。会費の納入どうぞよろしくお願い致します。

尚すでに納入した方にも同封されているかも知れませんがご了承くださいるようお願い致します。

- 是非会員皆さんからの投稿をお願いします。あなたの自治体で問題になっている事、国や自治体行政に対して意見、紀行文、あなたの趣味等を投稿して下さい。ささやかですが、お礼に図書券(1ページあたり500円 上限2000円)をお送りさせていただきます。(事務局 志田)